

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
～教員採用選考試験の複数回実施に向けた試験問題の開発～

成果報告書 目次

- 1 問題構成案
教職教養・一般教養 49 問案
- 2 問題案
- 3 解答・解説
- 4 根拠資料
- 5 正答率（情報提供自治体集計に基づく全国平均）
正答率一覧
試験問題の正答率に関して
- 6 問題の検証（正答率の高い問題 1 問、正答率の低い問題 1 問）
- 7 参考資料（各自治体募集要項等）
関連資料
 - 7-1) 宮城県教育委員会 募集要項等
 - 7-2) 山口県教育委員会 募集要項等
 - 7-3) 高知県教育委員会 募集要項等
 - 7-4) 大分県教育委員会 募集要項等

| 小問 | 教養試験（「一般教養」「教職教養」） | 問題内容 | | 備考 |
|----|--------------------|-----------|----------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 一般教養 | 英語 1 | 英文法 | |
| 2 | | 英語 2 | 会話文1 | |
| 3 | | 英語 3 | 会話文2 | |
| 4 | | 英語 4 | 文章読解 | |
| 5 | | 数学 1 | 式の計算 | |
| 6 | | 数学 2 | 方程式、関数 | |
| 7 | | 数学 3 | 平面図形、空間図形 | |
| 8 | | 数学 4 | 図表の読み取り | |
| 9 | | 理科 1 | 物理（力、電磁気等）、化学（溶液、化学反応等） | |
| 10 | | 理科 2 | 生物（人体のつくり、動植物の種類等）、地学（天気、地震・火山等） | |
| 11 | | 時事（理科領域） | 国内動向 | |
| 12 | | 社会 1 | 日本の自然 | |
| 13 | | 社会 2 | 日本の諸産業 | |
| 14 | | 時事（社会領域） | 国際動向 | |
| 15 | 学習指導要領 | 総則1 | 総則の第1 | 小（中、高等）学校教育の基本と教育課程の役割（各校種共通部分） |
| 16 | | 総則2 | 総則の第4 | 児童（生徒）の発達の支援（各校種共通部分） |
| 17 | | 総則3 | 総則その他（第2、第3、第5） | 教育課程の実施と学習評価 |
| 18 | | 道徳 | 道徳教育、道徳科 | |
| 19 | | 総合的な学習の時間 | 探究的な学習の過程等 | |
| 20 | | 特別活動 | | |
| 21 | | 生徒指導 | 生徒指導提要1 | 第1章 |
| 22 | 生徒指導提要2 | | 第3章 | 第3章 チーム学校による生徒指導体制（特に教育相談） |
| 23 | 生徒指導提要3 | | 第4章 | 第4章 いじめ |

| | | | | |
|----|--------|---------|---|---|
| 24 | | 生徒指導提要4 | 第10章、第13章 | 第10章 不登校、第12章 性に関する課題、第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導 |
| 25 | 特別支援教育 | 基本理念 | 「特別支援教育の推進について（通知）」、インクルーシブ教育システム、合理的配慮等 | |
| 26 | | 支援体制1 | 個別の教育支援計画、通級指導、交流及び共同学習、障害種に応じた具体的な支援等 | |
| 27 | | 支援体制2 | 就学先決定プロセス等（「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」） | |
| 28 | | 関連法規 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者基本法、障害者の権利に関する条約等 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）、障害者基本法（施行日：平成二十八年四月一日（平成二十五年法律第六十五号による改正）、障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）（2014年2月19日に同条約は我が国について効力を発生） |
| 29 | | 基本理念 | 「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]」、「性同一障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（通知）」等 | 人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]（平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議） |

| | | | | |
|----|------|-------|--|---|
| 30 | 人権教育 | 関連法規 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、子どもの権利に関する条約、部落差別の解消の推進に関する法律等 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (平成十二年法律第百四十七号) (平成27年8月1日(基準日)現在のデータ)、児童の権利に関する条約 (1994年(平成6年)4月22日に批准)、部落差別の解消の推進に関する法律(平成二十八年法律第百九号)施行日:平成二十八年十二月十六日(新規制定) |
| 31 | 安全教育 | 基本理念 | 「第3次学校安全の推進に関する計画」 | 第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月25日) |
| 32 | | 具体的教育 | 「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」 | 学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育(平成31(2019)年3月) |
| 33 | 情報教育 | 基本方針 | 「教育の情報化に関する手引」、 「第4期教育振興基本計画」 | 教育の情報化に関する手引(令和元年12月)、 第4期教育振興基本計画 (令和5年6月閣議決定) |
| 34 | 教育時事 | 主要施策 | 「第4期教育振興基本計画」 | 次期教育振興基本計画 (令和5年6月16日 閣議決定) |
| 35 | | その他 | 令和の日本型学校教育の構築、教師の働き方、最新の教育事情等 | |
| 36 | | 日本国憲法 | 第26条、基本的人権に関する規定 | 第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 |

| | | | | |
|----|------|-----------|-------------------------------|---|
| 37 | 教職教養 | 教育基本法 | 第1、2、4、5、6、9、13、14、15条等 | 第一条（教育の目的）、第二条（教育の目標）、第四条（教育の機会均等）、第五条（義務教育）、第六条（学校教育）、第九条（教員）、第十三条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）、第十四条（政治教育）、第十五条（宗教教育） |
| 38 | | 学校教育法 | 第1、11、12、16、19、35条等 | 第一条（学校の種類に関すること）、第十一条（児童生徒への懲戒、体罰に関すること）、第十二条（健康診断に関すること）、第十六条（九年の普通教育に関すること）、第十九条（就学困難に関すること）、第三十五条（出席停止に関すること） |
| 39 | | 学校教育法施行規則 | 第20、24、26、28、29、59、60、61、63条等 | 二十条（校長の資格）、第二十四条（指導要録に関すること）、第二十六条（児童の懲戒、出席停止に関すること）、二十八条（備え付表簿）、二十九条（学齢簿に記録）、五十九条（学年及び授業日）、六十条（授業終始の時刻）、六十一条（公立小学校における休業日）、第六十三条（臨時に授業を行わないことに関すること） |

| | | | | | |
|----|--|------|----------|----------------------------|---|
| 40 | | 教育法規 | 学校保健安全法 | 第7、19、20、26、27、29、30条等 | 第七条（保健室）、第十九条（出席停止）、第二十条（臨時休業）、第二十六条（学校安全に関する学校の設置者の責務）、第二十七条（学校安全計画の策定等）、第二十九条（危険等発生時対処要領の作成等）、第三十条（地域の関係機関等との連携） |
| 41 | | | 地方公務員法 | 服務（第30～38条）、分限と懲戒（第27～29条） | 第三十条（服務の根本基準）、第三十一条（服務の宣誓）、第三十二条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第三十三条（信用失墜行為の禁止）、第三十四条（秘密を守る義務）、第三十五条（職務に専念する義務）、第三十六条（政治的行為の制限）、第三十七条（争議行為等の禁止）、第三十八条（営利企業への従事等の制限） 第二十七条（分限及び懲戒の基準）、第二十八条（降任、免職、休職等）、第二十九条（懲戒） |
| 42 | | | 教育公務員特例法 | 研修（第21～25条） | 第二十一条（研修）、第二十二条（研修の機会）、第二十三条（初任者研修）、第二十四条（中堅教諭等資質向上研修）、第二十五条（指導改善研修） |

| | | | | |
|----|------|--|--|--|
| 43 | | いじめ防止対策推進法 | 第4、8、16、22条等 | 第四条（いじめの禁止）、第八条（学校及び学校の教職員の責務）、第十六条（いじめの早期発見のための措置）、第二十三条（いじめに対する措置） |
| 44 | | 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律、または、こども基本法等 | 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（第4、10、14条等）、または、こども基本法（第3条） | 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（第4条（基本理念）、第10条（教育職員等の責務）、第14条（児童生徒等に対する啓発）等）、こども基本法（第3条（基本理念）等） |
| 45 | 教育心理 | 発達 | ピアジェ、エリクソン、ヴィゴツキー等 | |
| 46 | | 学習 | 連合理論、認知理論、教授・学習理論等 | |
| 47 | | その他 | 適応機制、心理療法、性格理論、学習評価、教育効果等 | |
| 48 | 教育史 | 西洋教育史 | デューイ、ルソー、ペスタロッチ、ブルーナー等 | |
| 49 | | 日本教育史 | 明治以降の教育制度史等 | |

01.一般教養_英語_問題 (校了)

[問1]

あなたは友だちと昼食を食べています。自分のお弁当を自慢したいとき、どのように発言しますか。次の英文中の（ ）に該当する最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

My box lunch is () than yours.

- 1 delicious
- 2 the most delicious
- 3 more delicious
- 4 very delicious
- 5 deliciously

02.一般教養_英語_問題 (校了)

[問2]

あなたは先生と宿題について次のようなやりとりをしています。先生の返事の意図として最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

You: Can I hand in my homework tomorrow?

Teacher: I'm afraid not.

- 1 Expressing sympathy
- 2 Polite refusal
- 3 Asking a reason
- 4 Showing surprise
- 5 Offering help

03.一般教養_英語_問題 (校了)

[問3]

あなたは友達と次のようなやりとりをしています。友達の発言の意図として最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

Your friend: Could you carry this box for me?

You: Sure.

- 1 Asking about past ability
- 2 Asking for permission
- 3 Making a request
- 4 Talking about the future
- 5 Giving advice

04.一般教養_英語_問題 (校了)

[問4]

あなたは、Oak Park へ向かうために電車を待っている時に、次の掲示を目にしています。この掲示の内容を示すものとして最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

Notice to Passengers:

Due to track maintenance, trains on the Green Line will run 10 minutes late this Saturday, December 13th. The work will begin at 10:00 a.m. and continue until 5:00 p.m. During this time, service to Oak Park Station will be affected. Some trains will pass through without stopping, so passengers traveling to Oak Park must get off at Riverdale Station and take the free shuttle bus provided.

We are sorry for the inconvenience this may cause. If you are traveling to the airport, please allow extra time. Station staff will be available to assist you.

Thank you for your cooperation.

– City Rail Service

- 1 A change in train ticket prices
- 2 A plan for sightseeing tours
- 3 A delay and change in train service
- 4 A free bus for all passengers
- 5 A guide to the airport trains

05.一般教養_数学_問題 (校了)

[問5]

2025の正の約数の個数として正しいものを、次の1～5のうちから一つ選びなさい。

1 2

2 8

3 9

4 15

5 45

06.一般教養_数学_問題 (校了)

[問6]

次のデータは、ある野球リーグの2025年度の選手の成績について、ホームラン数の上位12位までの成績を示したものである。

34、31、38、31、55、31、43、30、56、36、32、31

このデータの中央値として正しいものを、次の1～5のうちから一つ選びなさい。

- 1 31
- 2 55
- 3 37
- 4 43
- 5 33

07.一般教養_数学_問題 (校了)

[問7]

正方形を、その内部を通る20本の直線で分割する。このとき正方形の内部にできる領域の個数について最大値を求め、正しいものを、次の1～5のうちから一つ選びなさい。

1 58

2 80

3 112

4 211

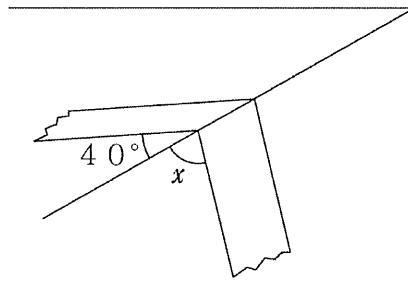
5 422

08.一般教養_数学_問題 (校了)

[問8]

次の図のように、立方体の1つの辺をまたぐ形でセロハンテープを貼る。立方体の上の面では、セロハンテープと立方体の辺のなす角は 40° である。このとき、セロハンテープの幅が一定でテープの2辺が平行であると仮定すると、立方体の縦の面で、セロハンテープと立方体の辺のなす角($\angle x$)は何度になるか求め、正しいものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

図



- 1 40°
- 2 50°
- 3 80°
- 4 130°
- 5 140°

09.一般教養_理科_問題 (校了)

[問9]

金属A～Eについて、観察・実験等によって次の結果が得られている。金属A、金属B、金属Eの組み合わせとして最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

〔結果1〕 金属Aは、常温で液体であり、金属B～Eは、固体であった。
〔結果2〕 金属B～Dに磁石を近づけると、金属Bのみが磁石に引きつけられた。
〔結果3〕 金属Bはさびると赤色や黒色の物質を、金属Cはさびると緑色の物質を生成した。
〔結果4〕 金属Dと金属Eに塩酸を加えると、水素を発生して溶けた。
〔結果5〕 金属Cに金属Eをめっきして加熱すると、黄金色の合金が生成した。
〔結果6〕 金属Dの単体は、鉱石から電気分解によって精錬された。

| | 金属A | 金属B | 金属E |
|---|-------|-----|--------|
| 1 | 水 銀 | 鉄 | アルミニウム |
| 2 | 水 銀 | 銅 | アルミニウム |
| 3 | 水 銀 | 鉄 | 亜 鉛 |
| 4 | カルシウム | 銅 | 亜 鉛 |
| 5 | カルシウム | 鉄 | アルミニウム |

10.一般教養_理科_問題 (校了)

[問 10]

ヒトの血液の成分のうち、養分や二酸化炭素、不要な物質などを運ぶものとして最も適切なものを、次の1～5のうちから一つ選びなさい。

- 1 赤血球
- 2 白血球
- 3 血小板
- 4 血しょう
- 5 組織液

11.一般教養_理科 (理科領域) _問題 (校了)

[問 11]

自然災害について述べた文A～Cの正誤の組み合わせとして最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

- A 線状降水帯が発生すると、強い降雨があるものの、正確にその発生を予想できる。
- B 1991年6月に雲仙普賢岳で発生した大規模火砕流では、人的な被害が出なかった。
- C 2024年1月に石川県能登地方で発生した地震は、1週間程度で地震活動が終了した。

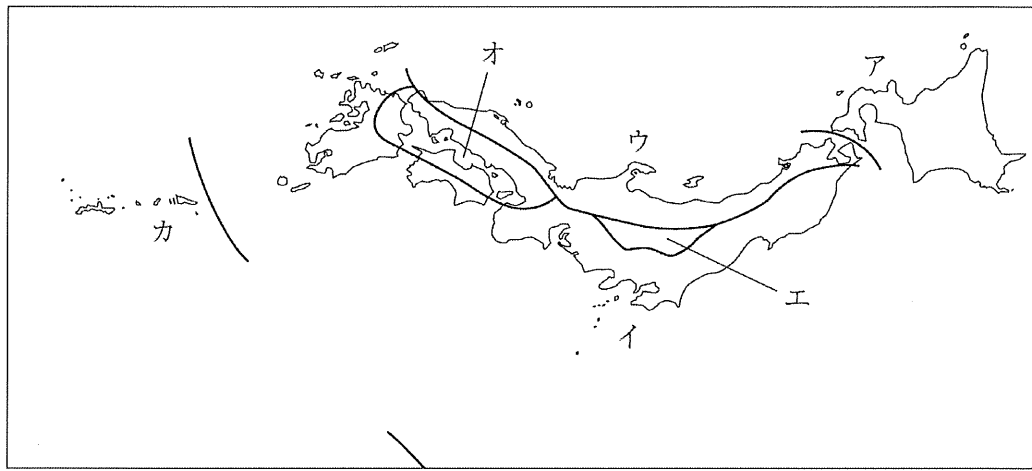
| | A | B | C |
|---|-----|-----|-----|
| 1 | 正しい | 誤り | 誤り |
| 2 | 正しい | 正しい | 誤り |
| 3 | 誤り | 誤り | 誤り |
| 4 | 誤り | 正しい | 正しい |
| 5 | 誤り | 誤り | 正しい |

12.一般教養_社会_問題 (校了)

[問 12]

日本を地域区分する際には、どのような視点で、またどのような資料に着目するかで様々に区分することができる。次の図は、日本の気候を6区分(ア～カ)にしたものであるが、下の〈まとめ方の視点〉により3区分(A～C)にまとめるとすると、6区分のまとめかたとして最も適切な組み合わせを、あとの1～5のうちから一つ選びなさい。

図 日本の気候区分



(日本国勢図会 2025/26 より作成)

〈まとめ方の視点〉

- A 冷帯もしくは大量の雪が降り、また積雪が少なくても冬の寒さが厳しい。
- B 冬は乾燥して晴れの日が多い、もしくは通年で晴れが多い。
- C 年間を通して気温が高く、降水量も多い。

| | A | B | C |
|---|-------|---------|-----|
| 1 | ア ウ | エ オ | イ カ |
| 2 | ア ウ | イ エ | オ カ |
| 3 | ア | イ ウ エ オ | カ |
| 4 | ア ウ エ | イ オ | カ |
| 5 | ア ウ エ | イ | オ カ |

13.一般教養_社会_問題 (校了)

[問 13]

次の表のア～エは、日本における 2020 年から 2023 年の自動車の供給台数、田の面積、電子出版の市場規模、乳用牛の飼育頭数のそれぞれの変化のいずれかを示している。田の面積と電子出版の市場規模の組み合わせとして正しいものを、下の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

表 2020 年から 2023 年の変化 (2020 年の数値を 100 とする)

| | 2020 年 | 2023 年 |
|---|--------|--------|
| ア | 100 | 98 |
| イ | 100 | 100 |
| ウ | 100 | 112 |
| エ | 100 | 146 |

(日本国勢図会 2025/26 より作成)

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 ア・エ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

14.一般教養_時事（社会領域）_問題（校了）

[問 14]

世界の情勢を見ると、移民・難民を含めた国際移住者がみられる。次の表1は、国際移住者の出身国とその数を示したものであり、表2は各国における国際移住者の出身国の上位4か国を示したものである。表1・表2中の（A）～（D）は、インド、中国、メキシコ、ロシアのいずれかの国を表しているが、（A）と（C）に該当する国の組み合わせとして正しいものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

表1 国際移住者の出身国とその数（単位：千人）（国連による推計値）

| | 2000年 | 2010年 | 2020年 |
|-----|--------|--------|--------|
| （A） | 10,665 | 10,119 | 10,757 |
| （B） | 9,563 | 12,415 | 11,186 |
| （C） | 7,928 | 13,222 | 17,869 |
| （D） | 5,885 | 8,715 | 10,461 |

（世界国勢図会 2023/24 より作成）

表2 各国の国際移住者の出身国の上位4か国（2020年7月1日現在）

| 移住先の国 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 |
|----------|-------|---------|-------|--------|
| アメリカ | （B） | （C） | （D） | フィリピン |
| アラブ首長国連邦 | （C） | バングラデシュ | パキスタン | エジプト |
| イギリス | ポーランド | （C） | パキスタン | ルーマニア |
| ドイツ | ポーランド | トルコ | （A） | カザフスタン |

（世界国勢図会 2023/24 より作成）

| | （A） | （C） |
|---|------|------|
| 1 | インド | メキシコ |
| 2 | インド | 中国 |
| 3 | 中国 | ロシア |
| 4 | メキシコ | 中国 |
| 5 | ロシア | インド |

15(1). (小) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 15] (小学校受験者)

「小学校学習指導要領(平成29年告示)」の「第1章 総則 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割」では、次の事項が示されている。文中の(A)に該当する語句を、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かな(A)の実現を目指した教育の充実に努めること。

- 1 スポーツライフ
- 2 生活習慣
- 3 心や創造性
- 4 ウェルビーイング
- 5 人間関係

15(2). (中) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 15] (中学校受験者)

「中学校学習指導要領(平成29年告示)」の「第1章 総則 第1 中学校教育の基本と教育課程の役割」では、次の事項が示されている。文中の(A)に該当する語句を、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かな(A)の実現を目指した教育の充実に努めること。

- 1 スポーツライフ
- 2 生活習慣
- 3 心や創造性
- 4 ウェルビーイング
- 5 人間関係

15(3). (高) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 15] (高等学校受験者)

「高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示)」の「第 1 章 総則 第 1 款 高等学校教育の基本と教育課程の役割」では、次の事項が示されている。文中の (A) に該当する語句を、下の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かな (A) の実現を目指した教育の充実に努めること。

- 1 スポーツライフ
- 2 生活習慣
- 3 心や創造性
- 4 ウェルビーイング
- 5 人間関係

16(1). (小) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 16] (小学校受験者)

「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示)」の「第 1 章 総則 第 4 児童の発達の支援 2(3)不登校児童への配慮」に関して、次の事項が示されている。文中の(A) ～ (C) に該当する語句の組み合わせとして適切なものを、下の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、(A) を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、(B) が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習や(C) など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

| | (A) | (B) | (C) |
|---|--------|--------|--------------|
| 1 | 社会への参画 | 文部科学大臣 | I C Tを活用した学習 |
| 2 | 社会的自立 | 文部科学大臣 | I C Tを活用した学習 |
| 3 | 社会への参画 | 学校の設置者 | I C Tを活用した学習 |
| 4 | 社会的自立 | 学校の設置者 | グループ別学習 |
| 5 | 社会的自立 | 文部科学大臣 | グループ別学習 |

16(2). (中) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 16] (中学校受験者)

「中学校学習指導要領 (平成 29 年告示)」の「第 1 章 総則 第 4 生徒の発達の支援 2(3)不登校生徒への配慮」に関して、次の事項が示されている。文中の(A) ~ (C) に該当する語句の組み合わせとして適切なものを、下の 1 ~ 5 のうちから一つ選びなさい。

- ア 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、(A) を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- イ 相当の期間中学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒を対象として、(B) が認める特別の教育課程を編成する場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習や(C) など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

| | (A) | (B) | (C) |
|---|--------|--------|--------------|
| 1 | 社会への参画 | 文部科学大臣 | I C Tを活用した学習 |
| 2 | 社会的自立 | 文部科学大臣 | I C Tを活用した学習 |
| 3 | 社会への参画 | 学校の設置者 | I C Tを活用した学習 |
| 4 | 社会的自立 | 学校の設置者 | グループ別学習 |
| 5 | 社会的自立 | 文部科学大臣 | グループ別学習 |

16(3). (高) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 16] (高等学校受験者)

「高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示)」の「第 1 章 総則 第 5 款 生徒の発達の支援 2 (3) 不登校生徒への配慮」に関して、次の事項が示されている。文中の (A) ~ (C) に該当する語句の組み合わせとして適切なものを、下の 1 ~ 5 のうちから一つ選びなさい。

- ア 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、(A) を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- イ 相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒等を対象として、(B) が認める特別の教育課程を編成する場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習や (C) など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

| | (A) | (B) | (C) |
|---|--------|--------|--------------|
| 1 | 社会への参画 | 文部科学大臣 | I C Tを活用した学習 |
| 2 | 社会的自立 | 文部科学大臣 | I C Tを活用した学習 |
| 3 | 社会への参画 | 学校の設置者 | I C Tを活用した学習 |
| 4 | 社会的自立 | 学校の設置者 | グループ別学習 |
| 5 | 社会的自立 | 文部科学大臣 | グループ別学習 |

17(1). (小) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 17] (小学校受験者)

「小学校学習指導要領(平成29年告示)」の「第1章 総則 第3 教育課程の実施と学習評価 1(4)(5)」では、次の事項が示されている。文中の(A)～(D)に該当する語句の組み合わせとして適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

- (4) 児童が学習の(A)学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- (5) 児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に(B)して試みることや多様な他者と(C)することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた(D)活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

| | (A) | (B) | (C) | (D) |
|---|----------|-------|-------|-------|
| 1 | 課題を選択したり | 体験 | 探究 | 協働 |
| 2 | 見通しを立てたり | 探究 | 体験 | 協働 |
| 3 | 見通しを立てたり | 挑戦 | 協働 | 体験 |
| 4 | 見通しを立てたり | 探究 | 協働 | 体験 |
| 5 | 課題を選択したり | 挑戦 | 探究 | 協働 |

17(2). (中) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 17] (中学校受験者)

「中学校学習指導要領(平成29年告示)」の「第1章 総則 第3 教育課程の実施と学習評価 1(4)(5)」では、次の事項が示されている。文中の(A)～(D)に該当する語句の組み合わせとして適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

- (4) 生徒が学習の(A)学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- (5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に(B)していただくことや多様な他者と(C)することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた(D)活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

| | (A) | (B) | (C) | (D) |
|---|----------|-------|-------|-------|
| 1 | 課題を選択したり | 体験 | 探究 | 協働 |
| 2 | 見通しを立てたり | 探究 | 体験 | 協働 |
| 3 | 見通しを立てたり | 挑戦 | 協働 | 体験 |
| 4 | 見通しを立てたり | 探究 | 協働 | 体験 |
| 5 | 課題を選択したり | 挑戦 | 探究 | 協働 |

17(3). (高) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 17] (高等学校受験者)

「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」の「第1章 総則 第3款 教育課程の実施と学習評価 1(4)(5)」では、次の事項が示されている。文中の(A)～(D)に該当する語句の組み合わせとして適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

- (4) 生徒が学習の(A)学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- (5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に(B)してみることや多様な他者と(C)することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた(D)活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

| | (A) | (B) | (C) | (D) |
|---|----------|-------|-------|-------|
| 1 | 課題を選択したり | 体験 | 探究 | 協働 |
| 2 | 見通しを立てたり | 探究 | 体験 | 協働 |
| 3 | 見通しを立てたり | 挑戦 | 協働 | 体験 |
| 4 | 見通しを立てたり | 探究 | 協働 | 体験 |
| 5 | 課題を選択したり | 挑戦 | 探究 | 協働 |

18(1). (小) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 18] (小学校受験者)

「小学校学習指導要領(平成29年告示)」の「第1章 総則 第6 道徳教育に関する配慮事項」の内容として適切でないものを、次の1～5のうちから一つ選びなさい。

- 1 道徳教育の年間指導計画を作成し、道徳教育の推進を主に担当する教師の方針の下、校長を中心に全教師が協力して道徳教育を推進すること。
- 2 児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。
- 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加など豊かな体験を充実すること。
- 4 道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
- 5 家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

18(2). (中) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 18] (中学校受験者)

「中学校学習指導要領(平成29年告示)」の「第1章 総則 第6 道徳教育に関する配慮事項」の内容として適切でないものを、次の1～5のうちから一つ選びなさい。

- 1 道徳教育の年間指導計画を作成し、道徳教育の推進を主に担当する教師の方針の下、校長を中心に全教師が協力して道徳教育を推進すること。
- 2 生徒の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。
- 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加など豊かな体験を充実すること。
- 4 道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
- 5 家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

18(3). (高) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 18] (高等学校受験者)

「高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示)」の「第 1 章 総則 第 7 款 道徳教育に関する配慮事項」の内容として適切でないものを、次の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

- 1 道徳教育の年間指導計画を作成し、道徳教育の推進を主に担当する教師の方針の下、校長を中心に全教師が協力して道徳教育を推進すること。
- 2 様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。
- 3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。
- 4 道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。
- 5 家庭や地域社会との共通理解を深めること。

19(1). (小) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 19] (小学校受験者)

「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示)」の「第 5 章 総合的な学習の時間 第 1 目標」では、次の事項が示されている。文中の (A) ~ (D) に該当する語句の組み合わせとして適切なものを、下の 1 ~ 5 のうちから一つ選びなさい。

(2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で (A), (B), (C) して、(D) することができるようにする。

| | (A) | (B) | (C) | (D) |
|---|--------|--------|-------|--------|
| 1 | 課題を立て | 意見を交換し | 整理・分析 | まとめ・表現 |
| 2 | 問題を発見し | 情報を集め | 比較・検討 | まとめ・表現 |
| 3 | 課題を立て | 情報を集め | 整理・分析 | まとめ・表現 |
| 4 | 問題を発見し | 意見を交換し | 比較・検討 | 整理・発表 |
| 5 | 課題を立て | 情報を集め | 比較・検討 | 整理・発表 |

19(2). (中) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 19] (中学校受験者)

「中学校学習指導要領 (平成 29 年告示)」の「第 4 章 総合的な学習の時間 第 1 目標」では、次の事項が示されている。文中の (A) ~ (D) に該当する語句の組み合わせとして適切なものを、下の 1 ~ 5 のうちから一つ選びなさい。

(2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で (A), (B), (C) して、(D) することができるようにする。

| | (A) | (B) | (C) | (D) |
|---|--------|--------|-------|--------|
| 1 | 課題を立て | 意見を交換し | 整理・分析 | まとめ・表現 |
| 2 | 問題を発見し | 情報を集め | 比較・検討 | まとめ・表現 |
| 3 | 課題を立て | 情報を集め | 整理・分析 | まとめ・表現 |
| 4 | 問題を発見し | 意見を交換し | 比較・検討 | 整理・発表 |
| 5 | 課題を立て | 情報を集め | 比較・検討 | 整理・発表 |

19(3). (高) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 19] (高等学校受験者)

「高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示)」の「第 4 章 総合的な探究の時間 第 1 目標」では、次の事項が示されている。文中の (A) ~ (D) に該当する語句の組み合わせとして適切なものを、下の 1 ~ 5 のうちから一つ選びなさい。

(2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で (A), (B), (C) して、(D) することができるようにする。

| | (A) | (B) | (C) | (D) |
|---|--------|--------|-------|--------|
| 1 | 課題を立て | 意見を交換し | 整理・分析 | まとめ・表現 |
| 2 | 問題を発見し | 情報を集め | 比較・検討 | まとめ・表現 |
| 3 | 課題を立て | 情報を集め | 整理・分析 | まとめ・表現 |
| 4 | 問題を発見し | 意見を交換し | 比較・検討 | 整理・発表 |
| 5 | 課題を立て | 情報を集め | 比較・検討 | 整理・発表 |

20(1). (小) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 20] (小学校受験者)

「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示)」では、「特別活動」の〔学校行事〕の「目標」について、次のように示されている。文中の (A) に該当する語句を、下の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、(A) を養いながら、第 1 の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

- 1 人間関係
- 2 公民的資質
- 3 公共の精神
- 4 自主性や実践性
- 5 豊かな心や創造性

20(2). (中) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 20] (中学校受験者)

「中学校学習指導要領 (平成 29 年告示)」では、「特別活動」の〔学校行事〕の「目標」について、次のように示されている。文中の (A) に該当する語句を、下の 1 ～ 5 のうちから一つ選びなさい。

全校又は学年の生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、(A) を養いながら、第 1 の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

- 1 人間関係
- 2 公民的資質
- 3 公共の精神
- 4 自主性や実践性
- 5 豊かな心や創造性

20(3). (高) 教職教養_学習指導要領_問題 (校了)

[問 20] (高等学校受験者)

「高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示)」では、「特別活動」の〔学校行事〕の「目標」について、次のように示されている。文中の (A) に該当する語句を、下の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

全校若しくは学年又はそれに準じる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、(A) を養いながら、第 1 の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

- 1 人間関係
- 2 公民的資質
- 3 公共の精神
- 4 自主性や実践性
- 5 豊かな心や創造性

21.教職教養_生徒指導_問題（校了）

[問 21]

次の文は、「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）の「第1章 生徒指導の基礎」の一部である。下線部（ア）～（オ）の正誤の組み合わせとして正しいものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

(2) 生徒指導の目的

(略)

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の (ア) 個性の発見と (イ) よさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、(ウ) 公共の精神と (エ) 社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

(略)

また、生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が (オ) 基礎的・汎用的能力を身に付けることが重要です。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「(オ) 基礎的・汎用的能力」を獲得することが目指されます。

| | (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 | ○ | × | ○ | × | × |
| 2 | × | × | × | ○ | ○ |
| 3 | ○ | × | × | ○ | ○ |
| 4 | × | ○ | ○ | × | × |
| 5 | ○ | ○ | × | ○ | × |

22.教職教養_生徒指導_問題（校了）

[問 22]

次の各文は、「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）の「第3章 チーム学校による生徒指導体制」のうち、「3.3 教育相談体制」に関するものである。その内容に照らして適切でないものを、次の1～5のうちから一つ選びなさい。

- 1 教育相談の目的は、生徒指導とは異なる方向性を有し、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることである。
- 2 教育相談は、生徒指導と同様に学校内外の連携に基づくチームの活動として進められる。その際、チームの要となる教育相談コーディネーターの役割が重要である。
- 3 発達支持的教育相談とは、様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動のことである。
- 4 課題予防的教育相談のうち、課題未然防止教育の例としては、全ての児童生徒を対象に、いじめ防止や暴力防止のためのプログラムを、SCの協力を得ながら生徒指導主事と教育相談コーディネーターが協働して企画し、担任や教科担任等を中心に実践する取組などが挙げられる。
- 5 「スクリーニング会議」は、教育相談コーディネーターをはじめ、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC、SSWなどが集まり、リスクの高い児童生徒を見だし、必要な支援体制を整備するために開催される会議である。

23.教職教養_生徒指導_問題（校了）

[問 23]

次の各文は、「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）の「第4章 いじめ」に関するものである。その内容に照らして適切でないものを、次の1～5のうちから一つ選びなさい。

- 1 けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- 2 いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- 3 いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（1週間が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない、という二つの要件が満たされていることを指す。
- 4 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことはいじめ防止対策推進法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 5 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

24.教職教養_生徒指導_問題（校了）

[問 24]

次の各文は、「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）の「第12章 性に関する課題」に関するものである。その内容に照らして適切でないものを、次の1～5のうちから一つ選びなさい。

- 1 発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかける。
- 2 課題未然防止教育では、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手を尊重する態度などを、発達段階に応じて身に付けることを目標としている。
- 3 課題未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になる。その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかける。
- 4 「生命（いのち）の安全教育」の教材は、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することができるように作成されている。
- 5 被害に遭った児童生徒に対しては、誤った指導を行うことで二次的な問題が生じないように、最大限に配慮することが求められる。また、性的虐待や性的被害などは高度な個人情報であるため、特定の教職員のみで対応することが大切である。

25.教職教養_特別支援教育_問題（校了）

[問 25]

次の文は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月 23 日 中央教育審議会初等中等教育分科会）の一部である。下線部（ア）～（オ）の正誤の組み合わせとして正しいものを、下の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

- 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える（ア）全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。
- （イ）障害者基本法第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「（ウ）合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、（エ）社会的・職業的自立を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、（オ）通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

| | (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 | ○ | × | ○ | × | ○ |
| 2 | × | ○ | ○ | × | × |
| 3 | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| 4 | × | × | ○ | × | ○ |
| 5 | ○ | × | × | ○ | × |

26.教職教養_特別支援教育_問題（校了）

[問 26]

次の各文は、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」（令和5年3月13日 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議）に関するものである。その内容に照らして適切なものを○、適切でないものを×とした場合の正しい組み合わせを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

- A 通級による指導においては、特別支援学校学習指導要領の自立活動の内容を参考に、個々の児童生徒の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成して行うものである。
- B 通級による指導の実施形態については、他校通級に伴う児童生徒や保護者の送迎等の負担を軽減することや、児童生徒が在籍校の慣れた環境で安心して指導を受けられるようにするため、自校通級と巡回指導に限定する必要がある。
- C 通級による指導の対象となる児童生徒について、児童生徒が通学する小中学校に通級による指導の場を設けることが容易でない場合に、速やかに特別支援学級を開設する必要がある。
- D 通級による指導を行う際には障害の状態等の把握のみならず、周りの児童生徒との関係や教師との関係、在籍している学級での状況等、様々な要因についても把握することが大切である。

| | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | × | × | ○ | × |
| 2 | ○ | × | × | ○ |
| 3 | × | ○ | × | × |
| 4 | ○ | × | ○ | × |
| 5 | × | ○ | ○ | ○ |

27.教職教養_特別支援教育_問題（校了）

[問 27]

次の各文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)の「第2編 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス」に関するものである。その内容に照らして適切でないものを、次の1～5のうちから一つ選びなさい。

- 1 本人及び保護者と市区町村教育委員会や学校等間で就学先となる学校や学びの場の変更について合意形成が図られた後、最終的には市区町村教育委員会が、子供の就学先となる学校や学びの場の変更を決定するものである。
- 2 障害のある子供一人一人に応じた適切な指導を充実させるためには、各学校や学びの場で編成されている教育課程を踏まえ、個別の指導計画を作成し、各教科等の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、適切かつきめ細やかに指導することが必要である。
- 3 子供の障害の状態等の変化に伴う子供一人一人の教育的ニーズの変化を的確に把握するとともに、その変化にも継続的かつ適切に対応するため、特別支援学校や小中学校等において個別の教育支援計画や個別の指導計画のP-D-C-Aサイクルの充実に努める必要がある。
- 4 子供の教育的ニーズの変化に応じた適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き、保護者との教育相談を行う必要がある。
- 5 障害の状態等の変化による、特別支援学校から小中学校等、又は小中学校等から特別支援学校への転学については、いずれも、対象となる子供が在籍する学校の特別支援教育コーディネーターの思料により、その検討が開始される。

28.教職教養_特別支援教育_問題（校了）

[問 28]

次の条文は、特別支援教育の関連法規の一部である。下線部（ア）～（オ）の正誤の組み合わせとして正しいものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

・(ア) 特別支援学級においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。
[学校教育法第74条]

・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、(イ) 所管の教育委員会が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5、第83条及び第84条並びに第107条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 (ウ) 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 (エ) 肢体不自由者
- 七 (オ) 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

[学校教育法施行規則第140条]

| | (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | ○ | × | × | ○ | × |
| 3 | × | × | ○ | × | ○ |
| 4 | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| 5 | × | ○ | × | × | × |

29.教職教養_人権教育_問題（校了）

[問 29]

次の各文は、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（通知）」（平成 27 年 4 月 30 日 文部科学省）において、性同一性障害に係る児童生徒への支援について説明したものである。その内容に照らして適切でないものを、次の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

- 1 性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合がある。
- 2 個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行う必要がある。
- 3 入学等に当たって児童生徒の保護者から最初に相談を受けた教職員には秘密を守る義務があることから、原則、その教職員だけで対応を進めることが望ましい。
- 4 児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意する必要がある。
- 5 性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要である。

30.教職教養_人権教育_問題（校了）

[問 30]

次の条文は、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成二十八年法律第百九号）の一部である。文中の（ A ）～（ D ）に該当する語句の組み合わせとして最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、（ A ）の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は（ B ）であるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有する（ C ）個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の（ D ）よう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

| | （ A ） | （ B ） | （ C ） | （ D ） |
|---|-------|---------------|----------|-----------|
| 1 | 時代 | 許されないもの | かけがえのない | 役割分担を踏まえる |
| 2 | 時代 | なくなることが望まれるもの | 共生していくべき | 役割分担を踏まえる |
| 3 | 情報化 | 許されないもの | 共生していくべき | 役割分担を踏まえる |
| 4 | 情報化 | 許されないもの | かけがえのない | 理解を深める |
| 5 | 時代 | なくなることが望まれるもの | 共生していくべき | 理解を深める |

31.教職教養_安全教育_問題 (校了)

[問 31]

次の文は、「第3次学校安全の推進に関する計画」(令和4年3月25日 文部科学省)において、学校における安全に関する教育の充実について説明したものである。文中の(A)～(D)に該当する語句の組み合わせとして最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

学校における安全教育の目標は、(A) 全般における安全確保のために必要な事項を(B) 理解し、自他の生命尊重を基盤として、(C) 安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指すものである。

各学校では、新学習指導要領において重視しているカリキュラム・マネジメントの考え方を生かしながら、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成・実施していくことが重要であり、各学校において管理職や教職員の共通理解を図りながら、安全教育を(D) 推進するべきである。

| | (A) | (B) | (C) | (D) |
|---|-------|-------|-----------|-------|
| 1 | 日常生活 | 実践的に | 生涯を通じて | 積極的に |
| 2 | 学校生活 | 科学的に | 生涯を通じて | 定期的に |
| 3 | 日常生活 | 実践的に | 特別活動を要として | 積極的に |
| 4 | 日常生活 | 科学的に | 特別活動を要として | 定期的に |
| 5 | 学校生活 | 実践的に | 特別活動を要として | 積極的に |

32.教職教養_安全教育_問題 (校了)

[問 32]

次の文は、「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」(平成 31 年 3 月 文部科学省)において、教育課程における安全教育の内容について説明したものである。文中の (A) ~ (D) に該当する語句の組み合わせとして最も適切なものを、下の 1 ~ 5 のうちから一つ選びなさい。

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を (A) で確実に育むことができるよう、自助、共助、(B) の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要である。具体的には、各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められる。その際、家庭や地域社会との連携及び校種間の連携にも配慮することが重要である。

また、児童生徒等の (C) の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくなど、(D) の確立を通じて地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが求められる。

| | (A) | (B) | (C) | (D) |
|---|--------------|-------|-------|---------------|
| 1 | 生きる力の育成という視点 | 援助 | 態度 | エビデンスに基づいた実践 |
| 2 | 教科等横断的な視点 | 公助 | 意識 | カリキュラム・マネジメント |
| 3 | 教科等横断的な視点 | 援助 | 態度 | カリキュラム・マネジメント |
| 4 | 生きる力の育成という視点 | 公助 | 意識 | エビデンスに基づいた実践 |
| 5 | 生きる力の育成という視点 | 公助 | 意識 | カリキュラム・マネジメント |

33.教職教養_情報教育_問題（校了）

[問 33]

次の文は、「教育の情報化に関する手引」（令和元年 12 月 文部科学省）において、学校における情報モラル教育について説明したものである。文中の（ A ）～（ D ）に該当する語句の組み合わせとして最も適切なものを、下の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

学習指導要領解説における情報モラルは、「情報社会で（ A ）ための基になる考え方と態度」と記載されており、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に（ B ）ことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することと解説されている。このため、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、情報には（ C ）があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、児童（生徒）に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。その際、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。また、情報技術やサービスの変化、児童（生徒）のインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る（ D ）に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが必要である。

| | （ A ） | （ B ） | （ C ） | （ D ） |
|---|------------|-------|--------|----------|
| 1 | 自らの安全を確保する | 慎重を期す | 自他の権利 | 最新の情報の入手 |
| 2 | 適正な活動を行う | 責任をもつ | 自他の権利 | 最新の情報の入手 |
| 3 | 自らの安全を確保する | 慎重を期す | 大きな影響力 | 事例の収集 |
| 4 | 適正な活動を行う | 慎重を期す | 大きな影響力 | 事例の収集 |
| 5 | 自らの安全を確保する | 責任をもつ | 自他の権利 | 最新の情報の入手 |

34.教職教養_教育時事_問題（校了）

[問 34]

次の文は、「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日 閣議決定）において、ウェルビーイングについて説明したものである。文中の（ A ）～（ D ）に該当する語句の組み合わせとして最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

- ウェルビーイングと学力は（ A ）、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。また、社会情動的スキルやいわゆる（ B ）を育成する視点も重要である。さらに、組織や社会を優先して個人のウェルビーイングを犠牲にするのではなく、個人の幸せがまず尊重されるという前提に立つことが必要である。
- 子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、（ C ）が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の（ D ）が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。加えて、職員や支援人材など学校の全ての構成員のウェルビーイングの確保も重要である。こうしたことが学びの土壌や環境を良い状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となり、結果として家庭や地域のウェルビーイングにもつながるものとなる。

| | （ A ） | （ B ） | （ C ） | （ D ） |
|---|--------------|-------|-------|---------|
| 1 | 対立的に捉えるのではなく | 生きる力 | 学校 | 良好な人間関係 |
| 2 | 対立的に捉えるのではなく | 非認知能力 | 学校 | 心理的安全性 |
| 3 | 補完的に捉え | 非認知能力 | 家庭 | 心理的安全性 |
| 4 | 対立的に捉えるのではなく | 生きる力 | 家庭 | 良好な人間関係 |
| 5 | 補完的に捉え | 生きる力 | 学校 | 心理的安全性 |

35.教職教養_教育時事_問題 (校了)

[問 35]

次の文は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(中教審第228号)【令和3年4月22日更新】(令和3年1月26日 中央教育審議会)の一部である。文中の(A)～(D)に該当する語句の組み合わせとして最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

○ 家庭の経済状況や地域差, 本人の特性等にかかわらず, 全ての子供たちの知・徳・体を(A)に育むため, これまで日本型学校教育が果たしてきた, ①(B)と学力の保障, ②社会の形成者としての(C)発達・成長の保障, ③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的, 精神的な健康の保障, という3つの保障を学校教育の本質的な役割として重視し, これを(D)ことが必要である。

| | (A) | (B) | (C) | (D) |
|---|-------|-------|-------|--------|
| 1 | 個別 | 安全 | 全人的な | 改革していく |
| 2 | 個別 | 学習機会 | 個に応じた | 継承していく |
| 3 | 一体的 | 安全 | 個に応じた | 改革していく |
| 4 | 個別 | 学習機会 | 個に応じた | 改革していく |
| 5 | 一体的 | 学習機会 | 全人的な | 継承していく |

36.教職教養_教育法規_問題（校了）

[問 36]

日本国憲法第 26 条第 2 項には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定されている。条文の解釈として最も妥当なものを、次の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

- 1 普通教育は、人間としてまた一般社会人として必要な知識・能力を養うことを目的としていることから、職業的・専門的教育も含むと解せられる。
- 2 憲法の規定する義務教育の無償の範囲は、授業料に加えて、教科書、給食に関わる費用も含まれる。
- 3 保護する子女が長期にわたり学校を休む、いわゆる不登校状態にあることは、普通教育を受けさせる義務が履行されていないことから、憲法違反と考えられる。
- 4 憲法の規定は、在留資格を有する外国人に対しても法的効力をもつと考えられることから、外国人も日本人同様にその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負っている。
- 5 義務教育は、国民の教育を受ける権利を保障し、個人の個性や能力を伸ばし、人格を高める重要な機会と考えられる。

37.教職教養_教育法規_問題（校了）

[問 37]

教育基本法（平成十八年法律第百二十号）に示されていない条文を、次の1～5のうちから一つ選びなさい。

- 1 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわれなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。
- 3 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 4 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 5 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

38.教職教養_教育法規_問題 (校了)

[問 38]

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の条文として正しいものを、次の1～5のうちから一つ選びなさい。

- 1 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校とする。
- 2 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- 3 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。
- 4 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、国は必要な援助を与えなければならない。
- 5 校長は、性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

39.教職教養_教育法規_問題（校了）

[問 39]

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第 24 条第 1 項には、「校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第 31 条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。」とある。また、義務教育段階の児童等が不登校の状態にある場合、「一定の要件」を満たせば指導要録上「出席扱い」にできるとされる。

上記に関連する文として正しくないものを、次の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

- 1 「出席扱い」は、不登校の児童等が学習を継続し、進路選択を支援する手段として捉えられる。
- 2 家庭において I C T 等を活用した学習活動を進める場合、保護者と学校の間には十分な連携・協力関係が保たれている状態ならば、「一定の要件」は満たされている。
- 3 学校外の公的機関や民間施設での学習が、学校への復帰を前提とし、自立を助ける上で有効・適切である場合、「出席扱い」にできる。
- 4 学校外の公的機関や民間施設での学習成果を評価に反映させる場合、その学習内容が学校の教育課程に照らして適切であることは「一定の要件」であると捉えられる。
- 5 学校外の公的機関や民間施設、家庭における学習が「一定の要件」を充足し、指導要録上の「出席扱い」とされた場合、出席簿上も「出席」とみなされる。

40.教職教養_教育法規_問題（校了）

[問 40]

次の条文は、学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）の一部である。文中の（ A ）～（ D ）に該当する語句の組み合わせとして最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

| |
|--|
| <p>第七条 学校には、健康診断、健康相談、（ A ）、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。</p> <p>第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、（ B ）ことができる。</p> <p>第二十条 （ C ）は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。</p> <p>第三十条 学校においては、児童生徒等の（ D ）の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。</p> |
|--|

| | （ A ） | （ B ） | （ C ） | （ D ） |
|---|---------|----------|--------|-------|
| 1 | カウンセリング | 治療を命じる | 校長 | 安全 |
| 2 | カウンセリング | 出席を停止させる | 校長 | 健康 |
| 3 | 保健指導 | 出席を停止させる | 学校の設置者 | 安全 |
| 4 | 保健指導 | 治療を命じる | 校長 | 健康 |
| 5 | カウンセリング | 出席を停止させる | 学校の設置者 | 安全 |

41.教職教養_教育法規_問題（校了）

[問 41]

次のA～Eの文は、地方公務員の服務、あるいは分限・懲戒に関するものである。法令に照らして正しいものに○、誤っているものに×をつけた場合、正しい組み合わせを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

- A 教育公務員は、本務以外の事業・事務に従事する場合、本務の遂行に支障がないと認められる教育に関する事業・事務ならば、任命権者の許可がなくとも従事できる。
- B 教育公務員は、その属する地方公共団体の区域外であっても、政党その他の政治的団体の構成員となるように勧誘運動をする等の政治的行為は身分上認められない。
- C 教育公務員は、その職を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従う義務を負っているが、その命令は必ず文書で行われることを要件とすると法令で規定されている。
- D 教育公務員は、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合であっても、その意に反して降任または免職されることはない。
- E 教育公務員の懲戒の対象としては、欠勤、虚偽報告、秘密漏洩、ハラスメント等の服務規律違反、公金等の不正取扱、傷害・窃盗等の公務外非行行為、飲酒運転等の交通法規違反等が含まれている。

| | A | B | C | D | E |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | × | ○ | × | × |
| 2 | × | ○ | × | × | ○ |
| 3 | × | × | ○ | × | ○ |
| 4 | × | ○ | × | ○ | × |
| 5 | ○ | × | × | ○ | × |

42.教職教養_教育法規_問題（校了）

[問 42]

次の条文は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）において、研修について説明したものである。文中の（ A ）～（ D ）に該当する語句の組み合わせとして最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

| | |
|-------|--|
| 第二十一条 | 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず（ A ）に努めなければならない。 |
| 第二十二条 | 教育公務員には、研修を受ける機会が（ B ）。 |
| 2 | 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、（ C ）研修を行うことができる。 |
| 3 | 教育公務員は、任命権者（第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。以下この章において同じ。）の定めるところにより、（ D ）、長期にわたる研修を受けることができる。 |

| | （ A ） | （ B ） | （ C ） | （ D ） |
|---|-------|--------------|----------|----------|
| 1 | 研究と修養 | 与えられなければならない | 勤務場所を離れて | 現職のままで |
| 2 | 自己研鑽 | 与えられなければならない | 勤務場所を離れて | 勤務を続けながら |
| 3 | 研究と修養 | 保障されることが望ましい | 自らが希望する | 現職のままで |
| 4 | 自己研鑽 | 保障されることが望ましい | 自らが希望する | 勤務を続けながら |
| 5 | 研究と修養 | 与えられなければならない | 自らが希望する | 現職のままで |

43.教職教養_教育法規_問題 (校了)

[問 43]

次の条文は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）である。文中の（ A ）～（ D ）に該当する語句の組み合わせとして最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

| |
|---|
| <p>第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する（ A ）調査その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、いじめに関する（ B ）及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を（ C ）。</p> <p>4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の（ D ）権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。</p> |
|---|

| | （ A ） | （ B ） | （ C ） | （ D ） |
|---|-------|-------|------------|---------|
| 1 | 定期的な | 通報 | 整備するものとする | 教育を受ける |
| 2 | 定期的な | 調査 | 整備することができる | 安全に生活する |
| 3 | 緊急の | 通報 | 整備することができる | 教育を受ける |
| 4 | 緊急の | 調査 | 整備するものとする | 安全に生活する |
| 5 | 緊急の | 通報 | 整備するものとする | 安全に生活する |

44.教職教養_教育法規_問題（校了）

[問 44]

次の条文は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和三年法律第五十七号）である。文中の（ A ）～（ D ）に該当する語句の組み合わせとして最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。なお、同じ記号の空欄には同じ語句が入るものとする。

第四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が（ A ）児童生徒等の心身の健全な発達に関する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が（ B ）学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない。

3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ（ C ）保護することを旨として行われなければならない。

4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が（ D ）の事由（解雇の事由として（ D ）の事由に相当するものを含む。）となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない。

| | （ A ） | （ B ） | （ C ） | （ D ） |
|---|--------|--------|-------|-------|
| 1 | 被害を受けた | 安心して | 慎重に | 懲戒免職 |
| 2 | 被害を受けた | 意欲をもって | 慎重に | 分限免職 |
| 3 | 被害を受けた | 安心して | 慎重に | 分限免職 |
| 4 | 全ての | 安心して | 迅速に | 懲戒免職 |
| 5 | 全ての | 意欲をもって | 迅速に | 懲戒免職 |

45.教職教養_教育心理_問題（校了）

[問 45]

次の各文のうち、ヴィゴツキー (Vygotsky, L.S.) の「発達の最近接領域」について説明した文として最も適切なものを、次の1～5のうちから一つ選びなさい。

- 1 ある課題を学習するための知識など学習に必要な条件が学習者に備わっている状態
- 2 個人差は遺伝要因と環境要因の相互作用の中で発達的に形成されるという考え
- 3 ある行動を学習したり能力を獲得したりするのに適切な期間
- 4 ヒトの胎児は本来必要な妊娠期間を約1年短縮して生まれてくるという考え
- 5 自力で解決できる水準と他者からの援助や協働で達成できる水準とのずれの範囲

46.教職教養_教育心理_問題（校了）

[問 46]

デシ (Deci, E. L.) とライアン (Ryan, R. M.) が提唱した自己決定理論では自律性の程度から動機づけを捉えている。次のA～Cに記述されている「動機づけの内容」を、自律性の低いものから高いものに順番に並べたとき、最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

- A 先生や親に叱られるから
- B 面白くて楽しいから
- C 自分の夢や目標のために必要だから

- 1 A → B → C
- 2 A → C → B
- 3 B → A → C
- 4 B → C → A
- 5 C → B → A

47.教職教養_教育心理_問題（校了）

[問 47]

次の文は、ある評価法を応用した教育評価の例である。この教育評価の例に関連が深い評価法として最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

授業中に、子どもがどこまで理解し、どこでつまづいているかを確認するために、発問や机間指導を行い、後の授業の改善に役立てた。

- 1 絶対評価
- 2 自己評価
- 3 相対評価
- 4 形成的評価
- 5 診断的評価

48.教職教養_教育史（西洋教育史）_問題（校了）

[問 48]

次のア～オからペスタロッチ（Johann Heinrich Pestalozzi）について説明している文を二つ選ぶ場合、組み合わせとして最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

- ア 公民を養成するために労作共同社会を組織し、手工を中心とした労作教育を行うことを主張した。
- イ 曖昧な感性的直観から明瞭な概念へと導く人間陶冶の形式・原理を模索し『メトーデ』などにまとめた。
- ウ 子どもの自然の発達・成長を信頼し、大人が外からあれこれ教え込まないように主張した。
- エ 教育の目標を倫理学、方法を心理学に求めて、科学的で実際的な教育学の体系を樹立しようとした。
- オ ノイホーフに貧民学校を計画し、貧困児童に作業を教え、経済的自立をはかった。

- 1 アとイ
- 2 イとオ
- 3 アとエ
- 4 ウとエ
- 5 エとオ

49.教職教養_教育史（日本教育史）_問題（校了）

[問 49]

次の各文は、大正新教育運動（大正自由教育運動）について説明したものである。文中の（ A ）～（ C ）に該当する人物名の組み合わせとして適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

（ A ）は、明治以来の一斉教授を批判し個別教授と一斉教授とを調和させた分団式動的教育法の研究に力を尽くした。

（ B ）は、従来の他律的教授を打破して自律的学習を目指す「学習法」と教科の枠をこえた未分化な「合科学習」を提唱した。

（ C ）は、児童が手本を忠実に写す臨画中心の図画教育は不自由であるとし、児童の創造的表現力を強調した自由画教育運動を展開した。

| | （ A ） | （ B ） | （ C ） |
|---|-------|-------|-------|
| 1 | 羽仁もと子 | 木下竹次 | 芦田恵之助 |
| 2 | 及川平治 | 羽仁もと子 | 芦田恵之助 |
| 3 | 木下竹次 | 羽仁もと子 | 芦田恵之助 |
| 4 | 及川平治 | 木下竹次 | 山本鼎 |
| 5 | 木下竹次 | 及川平治 | 山本鼎 |

一般教養

| 問番号 | 解答 |
|-----|----|
| 1 | 3 |
| 2 | 2 |
| 3 | 3 |
| 4 | 3 |
| 5 | 4 |
| 6 | 5 |
| 7 | 4 |
| 8 | 5 |
| 9 | 3 |
| 10 | 4 |
| 11 | 3 |
| 12 | 4 |
| 13 | 3 |
| 14 | 5 |

教職教養

| 問番号 | 解答 |
|-----|----|
| 15 | 1 |
| 16 | 5 |
| 17 | 3 |
| 18 | 1 |
| 19 | 3 |
| 20 | 3 |
| 21 | 5 |
| 22 | 1 |
| 23 | 3 |
| 24 | 5 |
| 25 | 1 |
| 26 | 2 |
| 27 | 5 |
| 28 | 3 |
| 29 | 3 |
| 30 | 4 |
| 31 | 1 |

教職教養

| 問番号 | 解答 |
|-----|----|
| 32 | 2 |
| 33 | 2 |
| 34 | 2 |
| 35 | 5 |
| 36 | 5 |
| 37 | 4 |
| 38 | 3 |
| 39 | 5 |
| 40 | 3 |
| 41 | 2 |
| 42 | 1 |
| 43 | 1 |
| 44 | 4 |
| 45 | 5 |
| 46 | 2 |
| 47 | 4 |
| 48 | 2 |
| 49 | 4 |

01.一般教養_英語_解答解説 (校了)

[問 1]

【正答】 3

【解説】

比較級の基礎的な知識を問うている問題。文中に than があるので、ここでは3の選択肢にある比較級の more delicious が正解となる。

【出題の意図、ねらい】

基礎的な文法の使い方を問う問題。

02.一般教養_英語_解答解説 (校了)

[問 2]

【正答】 2

【解説】

I'm afraid not. は、No. と同意の柔らかい表現であり、2の丁寧な断りが正解となる。

【出題の意図、ねらい】

会話の中で、相手の意図を理解する問題。

03.一般教養_英語_解答解説 (校了)

[問3]

【正答】 3

【解説】

Could you は丁寧な要求や願いを表し、3が正解となる。

【出題の意図、ねらい】

会話の中で、相手の意図を理解する問題。

04.一般教養_英語_解答解説 (校了)

[問4]

【正答】 3

【解説】

この掲示は線路工事について書かれている。つまり、列車の遅れ + オークパーク駅に停車しないこと + リバーデール駅で乗り換える必要があることを伝えている。要点は「遅延や運行変更のお知らせ」となり3が正解となる。

【出題の意図、ねらい】

英文の大意を問う問題。受験者の負担を考え、英文の長さを100語程度に削減している。

[問5]

【正答】 4

【出題の趣旨】

自然数の素因数と素因数による分解の意味を理解しており、素因数分解の結果に基づいて約数の個数を求めることができるかどうかをみる。(数値は任意であるが、たまたま2025年は、 45^2 という平方数の年に該当している。)

【解法】

2025を素因数分解すると、 $2025 = 3^4 \cdot 5^2$ となるので、正の約数の個数は、素因数の指数に1を加えた積で求められるので $(4+1)(2+1) = 15$ である。

【誤答類型の設定】

- 1 2 ……素因数の個数を解答したもの
- 2 8 ……素因数の指数の積 (4×2) を解答したもの
- 3 9 ……素因数のうち、 3^2 を解答したもの
- 5 45 ……平方数2025を45の積とみて解答したもの

[問6]

【正答】 5

【出題の趣旨】

データの個数が偶数個の時に、中央値を求めることができるかどうかみる。データは、メジャーリーグ・ナショナルリーグのデータで12位と13位のみを入れ替えたものを扱っている。

【解法】

データを小さい順に並べる

30、31、31、31、31、32、34、36、38、43、55、56

データの個数が偶数個であるので、6番目と7番目のデータの平均値をとって 33

【誤答類型の設定】

- 1 31 ……最頻値を解答したもの
- 2 55 ……上位第2位(大谷)の本塁打数を解答したもの
- 3 37 ……平均値に近い整数を解答したもの
- 4 43 ……データのほぼ中央にある数値を回答したもの

[問 7]

【正答】 4

【出題の趣旨】

正方形を分割してできる領域の個数の最大値を求めるためには、帰納的な推論を通して直線の本数と領域の数の関係を調べ、関係式を導出して $n=20$ を代入して個数の最大値を求められるかを見る。

【解法】

直線の本数と領域の数の関係を調べると以下のようになる。

| | | | | | | |
|-------|---|---|---|----|----|---|
| 直線の本数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | … |
| 領域の個数 | 2 | 4 | 7 | 11 | 16 | … |

一般に、 n 本の直線で $s = (n^2 + n + 2) / 2$ の領域ができるので、
 20 本の場合、新たにできる領域の数は $(n^2 + n + 2) / 2$ に $n=20$ を代入して 211 となる。

【誤答類型の設定】

- 1 …… $n=10$ の場合を解答したもの
- 2 …… 20 と 4 の積を求めたもの
- 3 ……正答の各位の数を逆順にしたもの
- 5 …… 2 で割っていないもの

[問8]

【正答】 5

【出題の趣旨】

身の回りにある事象について、空間における図形の位置関係を2次元の平面上に戻して考えることができるかどうかをみる。

【解法】

縦の面とセロハンテープのなす角は、上の面でセロハンテープと立方体の辺のなす角は 40° の対頂角の補角になるので、 140° となる。

【誤答類型の設定】

- | | | |
|---|-------------|------------------------------------|
| 1 | 40° | 40° と同じものと考えた |
| 2 | 50° | 90° から 40° を引いた角の大きさ |
| 3 | 80° | 上の面でセロハンテープと立方体の辺のなす角の大きさの2倍 |
| 4 | 130° | 90° に 40° を加えた角の大きさ |

[問9]

【正答】 3

【解説】 金属Aは、選択肢より、水銀かカルシウムのどちらかであるが、「[結果1] 金属Aは、常温で液体であり、金属B～Eは、固体であった。」ということから、常温で液体である水銀である。なお、カルシウムは、常温で固体である。

金属Bは、選択肢より、鉄か銅のどちらかであるが、「[結果2] 金属B～Dに磁石を近づけると、金属Bのみが磁石に引きつけられた。」「[結果3] 金属Bはさびると赤色や黒色の物質を、金属Cはさびると緑色の物質を生成した。」ということから、鉄である。

金属Cは、「[結果3] 金属Bはさびると赤色や黒色の物質を、金属Cはさびると緑色の物質を生成した。」(緑青)と「[結果5] 金属Cに金属Eをめっきして加熱すると、黄金色の合金が生成した。」(黄銅)ということから、銅である。

金属Dは、選択肢より、アルミニウムか亜鉛のどちらかであるが、「[結果4] 金属Dと金属Eに塩酸を加えると、水素を発生して溶けた。」と「[結果6] 金属Dの単体は、鉱石から電気分解によつて精錬された。」ということから、アルミニウムである。

金属Eは、[結果3]と[結果5]より金属Cが銅と推測されること、「[結果4] 金属Dと金属Eに塩酸を加えると、水素を発生して溶けた。」ということから、亜鉛である。

【根拠資料】 別添根拠資料参照。

『化学』(実教出版、2023年) 236-241、229-230、245-246、249頁

『化学』(啓林館、2023年) 232、236、245、246、247、251頁

『新しい科学 1』(東京書籍、2025年) 76-79頁

『サイエンス 1』(啓林館、2025年) 142-143頁

10.一般教養_理科_解答解説 (校了)

[問 10]

【正答】 4

【解説】

1 赤血球

ヘモグロビンによる酸素の運搬

2 白血球

食作用による異物の捕食、抗体生産による免疫反応

3 血小板

血液凝固作用

4 血しょう

赤血球などの有形成分の運搬。CO₂、栄養分、老廃物の運搬。抗原抗体反応の場

5 組織液

毛細血管からしみ出した血しょうが組織液となる

【根拠資料】

- ・フォトサイエンス 生物図録 数研出版 2022年11月1日発行
- ・新しい科学2 東京書籍 令和4年2月10日発行

11.一般教養_理科（理科領域）解答解説（校了）

[問 11]

【正答】 3

【解説】

- A 線状降水帯が発生すると、強い降雨があるものの、その発生は予想できる。【誤り】
→線状降水帯が発生すると、強い降雨があるものの、その発生は予想が難しい。
- B 1991年6月に雲仙普賢岳で発生した大規模火砕流では、人的な被害が出なかった。【誤り】
→1991年6月に雲仙普賢岳で発生した大規模火砕流では、人的な被害が出た。
- C 2024年1月に石川県能登地方で発生した地震は、1週間程度で地震活動が終了した。【誤り】
→2024年1月に石川県能登地方で発生した地震は、2ヶ月以上地震活動が継続した。

【根拠資料】別添根拠資料参照。

気象庁 予報が難しい現象について（線状降水帯による大雨）

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yohokaisetu/senjokousuitai_oam_e.html#naze

内閣府 特集① 令和6年能登半島地震

https://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/r05/109/special_01.html

内閣府 災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1990-1995 雲仙普賢岳噴火

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1990_unzen_funka/index.html

12.一般教養_社会_解答解説 (校了)

[問 12]

【正答】 4

【解説】

日本国勢図会では、日本の気候を「北海道の気候」「日本海側の気候」「太平洋側の気候」「内陸性の気候」「瀬戸内の気候」「南西諸島の気候」に地域区分している。これにさらに条件を増やして、より詳細な地域区分することもできる。一方で、日本の気候をより単純に3地方区分でまとめて説明しようとした場合、条件をまとめて区分する必要がある。その際の条件を明示し、その条件でどのように区分できるかを思考させる問いである。日本の気候の特徴の知識を活用して思考する問いである。

【根拠資料】

日本国勢図会 2025/26 p 31

13.一般教養_社会_解答解説 (校了)

[問 13]

【正答】 3

【解説】

米の生産量の減少および価格の高騰は時事問題となっているが、田の耕地面積は年々減少してきている。一方乳用牛の飼育数は減少傾向にあったが、近年は停滞傾向である。自動車の供給台数は、年によっての変動はあるが、増減を繰り返している。それに対して電子書籍や有料音楽配信などのデジタル産業は伸びている。

【根拠資料】

日本国勢図会 2025/26 p 135, p 160, p 201, p 265

14.一般教養_時事（社会領域）_解答解説（校了）

[問 14]

【正答】 5

【解説】

アメリカはメキシコからの移民が多く、メキシコからの移民対策が重要課題となっている。したがって、アメリカにおける移民の数はメキシコ（スパニッシュ）が最も多く、（ B ）がメキシコであることがわかる。また、石油を産出するアラブ諸国では労働者として南アジアからの移民が多い。アラブ首長国連邦での移民の割合は9割近くになり、そのうちの4割はインドの出身者である。また、イギリスでは植民地だったインドなどの国からの移民が多い。さらに2000年から2020年にかけて数が増えるのがインドからの移民である。したがって、（ C ）がインドである。近年急増しているのが中国からの移民であり、（ D ）は中国であることがわかる。（ A ）のロシアは2020年から一定数の国際移住者がいる。東ドイツが社会主義国でソ連とのつながりが強かったため、ドイツとしての統一後もロシアとのつながりは、石油の輸入などの貿易などを通して強く、ロシアを出身とする移民も多い。

【根拠資料】

世界国勢図会 2023/24 p 78

15(1). (小) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 15] (小学校受験者)

【正答】 1

【解説】

「スポーツライフの実現」は、総則の第1に示されている学校教育の基本と教育課程の役割の一つとして示されている。また「体育」の「目標」である。2, 3, 5は、「目標」の(2)また(3)に示されている。「スポーツライフの実現」が「体育」を中心としつつも、学校教育全体で目指されていることについての理解を問う。

【根拠資料】 小学校学習指導要領 平成29年告示

15(2). (中) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 15] (中学校受験者)

【正答】 1

【解説】

「スポーツライフの実現」は、総則の第1に示されている学校教育の基本と教育課程の役割の一つとして示されている。また「保健体育」の「目標」である。2, 3, 5は、「目標」の(2)また(3)に示されている。「スポーツライフの実現」が「保健体育」を中心としつつも、学校教育全体で目指されていることについての理解を問う。

【根拠資料】 中学校学習指導要領 平成 29 年告示

15(3). (高) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 15] (高等学校受験者)

【正答】 1

【解説】

「スポーツライフの実現」は、総則の第1款に示されている学校教育の基本と教育課程の役割の一つとして示されている。また「保健体育」の「目標」である。2, 3, 5は、「目標」の(2)また(3)に示されている。「スポーツライフの実現」が「保健体育」を中心としつつも、学校教育全体で目指されていることについての理解を問う。

【根拠資料】 高等学校学習指導要領 平成30年告示

16(1). (小) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 16] (小学校受験者)

【正答】 5

【解説】

不登校児童への支援は社会への参画ではなく、より基盤的な社会的自立が目指され
こと、特別の教育課程の認可は文部科学大臣が行うこと（「学びの多様な学校」の設置
との関係で重要な知識）、工夫改善が必要な指導方法や指導体制は、グループ別学習で
ある（ICTの活用は個別学習）と判断できるかを問う。

【根拠資料】 小学校学習指導要領 平成 29 年告示

16(2). (中) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 16] (中学校受験者)

【正答】 5

【解説】

不登校生徒への支援は社会への参画ではなく、より基盤的な社会的自立が目指され
こと、特別の教育課程の認可は文部科学大臣が行うこと（「学びの多様化学校」の設置
との関係で重要な知識）、工夫改善が必要な指導方法や指導体制は、グループ別学習で
ある（ICTの活用は個別学習）と判断できるかを問う。

【根拠資料】 中学校学習指導要領 平成 29 年告示

16(3). (高) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 16] (高等学校受験者)

【正答】 5

【解説】

不登校生徒への支援は社会への参画ではなく、より基盤的な社会的自立が目指され
こと、特別の教育課程の認可は文部科学大臣が行うこと（「学びの多様な学校」の設置
との関係で重要な知識）、工夫改善が必要な指導方法や指導体制は、グループ別学習で
ある（ICTの活用は個別学習）と判断できるかを問う。

【根拠資料】 高等学校学習指導要領 平成 30 年告示

17(1). (小) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 17] (小学校受験者)

【正答】 3

【解説】

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、各教科等の指導に当たっての配慮事項について考えさせる。

【根拠資料】 小学校学習指導要領 平成 29 年告示

17(2). (中) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 17] (中学校受験者)

【正答】 3

【解説】

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、各教科等の指導に当たっての配慮事項について考えさせる。

【根拠資料】 中学校学習指導要領 平成 29 年告示

17(3). (高) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 17] (高等学校受験者)

【正答】 3

【解説】

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、各教科・科目等の指導に当たっての配慮事項について考えさせる。

【根拠資料】 高等学校学習指導要領 平成 30 年告示

18(1). (小) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 18] (小学校受験者)

【正答】 1

【解説】

学校の教育課程の各教科等が全体計画を作成して、それに基づいて計画的に推進されていることを知っているかを問う。また、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に学校の道徳教育が推進されるという学校の取り組み体制について考えさせる。

【根拠資料】 小学校学習指導要領 平成 29 年告示

18(2). (中) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 18] (中学校受験者)

【正答】 1

【解説】

学校の教育課程の各教科等が全体計画を作成して、それに基づいて計画的に推進されていることを知っているかを問う。また、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に学校の道徳教育が推進されるという学校の取り組み体制について考えさせる。

【根拠資料】 中学校学習指導要領 平成 29 年告示

18(3). (高) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 18] (高等学校受験者)

【正答】 1

【解説】

学校の教育課程の各教科・科目等が全体計画を作成して、それに基づいて計画的に推進されていることを知っているかを問う。また、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に学校の道徳教育が推進されるという学校の取り組み体制について考えさせる。

【根拠資料】 高等学校学習指導要領 平成 30 年告示

19(1). (小) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 19] (小学校受験者)

【正答】 3

【解説】

探究のプロセスについての理解を問う。

【根拠資料】 小学校学習指導要領 平成 29 年告示

19(2). (中) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 19] (中学校受験者)

【正答】 3

【解説】

探究のプロセスについての理解を問う。

【根拠資料】 中学校学習指導要領 平成 29 年告示

19(3). (高) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 19] (高等学校受験者)

【正答】 3

【解説】

探究のプロセスについての理解を問う。

【根拠資料】 高等学校学習指導要領 平成 30 年告示

20(1). (小) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 20] (小学校受験者)

【正答】 3

【解説】

1は特別活動全体で養うものであり、4はそのために活動を通じて具体的に養う態度である。2は「社会」の目標であり、5は教育課程全体での目標である。

【根拠資料】 小学校学習指導要領 平成 29 年告示

20(2). (中) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 20] (中学校受験者)

【正答】 3

【解説】

1は特別活動全体で養うものであり、4はそのために活動を通じて具体的に養う態度である。2は「社会」の目標であり、5は教育課程全体での目標である。

【根拠資料】 中学校学習指導要領 平成 29 年告示

20(3). (高) 教職教養_学習指導要領_解答解説 (校了)

[問 20] (高等学校受験者)

【正答】 3

【解説】

1は特別活動全体で養うものであり、4はそのために活動を通じて具体的に養う態度である。2は「社会」の目標であり、5は教育課程全体での目標である。

【根拠資料】 高等学校学習指導要領 平成 30 年告示

21.教職教養_生徒指導_解答解説（校了）

[問 21]

【正答】 5

【解説】

(ウ)は「自己の幸福追求」が正しい。「公共の精神」は教育基本法第2条に記載されている語句である。(オ)は「自己指導能力」が正しい。「基礎的・汎用的能力」は、キャリア教育で育まれる能力として位置づけられている。

【根拠資料】 生徒指導提要

22.教職教養_生徒指導_解答解説（校了）

[問 22]

【正答】 1

【解説】

1は、「生徒指導とは異なる方向性を有している。」ではなく、「この点において生徒指導と教育相談は共通している。」が正しい。1と2は「3.3.1 教育相談の基本的な考え方と活動の体制」に関する記述である。なお、教育相談コーディネーターは、児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行うこととされている点も押さえておきたい。3～5は「3.3.2 教育相談活動の全校的展開」に関する記述である。

【根拠資料】 生徒指導提要

23.教職教養_生徒指導_解答解説（校了）

[問 23]

【正答】 3

【解説】

3は、「1 週間が目安」ではなく、「3 か月」が正しい。本問は第4章のうち、「4.1.3 国の基本方針の策定」に関する記述である。

【根拠資料】 生徒指導提要

24.教職教養_生徒指導_解答解説（校了）

[問 24]

【正答】 5

【解説】

5は「性的虐待や性的被害などは高度な個人情報であるため、特定の教職員のみで対応することが大切です」ではなく、「学校が抱え込まずに、関係機関と連携することが大切です」が正しい。なお、1は「12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造」に関する記述である。2、3、4は「12.3.1 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開」に関する記述である。5は「12.3.2 性的被害者への対応」に関する記述である。

【根拠資料】 生徒指導提要

25.教職教養_特別支援教育_解答解説 (校了)

[問 25]

【正答】 1

【解説】

(イ)は、「障害者基本法」ではなく、「障害者の権利に関する条約」が正しい。
(エ)は「社会的・職業的自立」ではなく、「自立と社会参加」が正しい。

【根拠資料】 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）

26.教職教養_特別支援教育_解答解説（校了）

[問 26]

【正答】 2

【解説】

本問は、「3. 通級による指導の充実」からの抜粋である。Bは、「自校通級と巡回指導に限定する必要がある。」としている点が誤り。正しくは、「自校通級や巡回指導を一層促進させる必要がある。ただし、障害の特性による指導効果や本人・保護者の意向等により他校通級が望まれる場合もあることから、それぞれの実情に応じた柔軟な対応が求められることに留意する必要がある。」となっている。Cは「速やかに特別支援学級を開設する必要がある。」ではなく、「安易に特別支援学級を開設することは適切ではない。」が正しい。

【根拠資料】「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」（令和5年3月）

27.教職教養_特別支援教育_解答解説 (校了)

[問 27]

【正答】 5

【解説】

5は「学校の特別支援教育コーディネーター」ではなく、「校長」が正しい。

【根拠資料】「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

28.教職教養_特別支援教育_解答解説 (校了)

[問 28]

【正答】 3

【解説】

(ア) は「特別支援学級」ではなく、「特別支援学校」が正しい。(イ) は「所管の教育委員会」ではなく、「文部科学大臣」が正しい。(エ) は「肢体不自由者」ではなく、「学習障害者」が正しい。

【根拠資料】 学校教育法第 74 条、学校教育法施行規則第 140 条

29.教職教養_人権教育_解答解説（校了）

[問 29]

【正答】 3

【解説】

「性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること」が正しい。

【根拠】 当該資料強調箇所。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

【ねらい】

性同一性障害に係る児童生徒の支援について、基礎的な知識を確認する。

作問にあたっての考え方

教員採用試験対策として獲得した知識の有無も重要であるが、社会や地域に関心を持ち、新聞やニュースなどから得られた教養や思考力を試すため、設問の文脈や周辺の知識を組み合わせ正答を導きす問題を取り入れるとともに、選択肢や判断のカギとなる記述について、短い語句ではなく、一定の意味や概念を含む複数語句や文脈を吟味して正答を導き出せるような正誤問題または空欄補充問題を作成した。（作問者）

30.教職教養_人権教育_解答解説（校了）

[問 30]

【正答】 4

【根拠】 当該条例条文

【ねらい】 人権教育についての法令上の知識及び判断する力を確認する。

作問にあたっての考え方

教員採用試験対策として獲得した知識の有無も重要であるが、社会や地域に関心を持ち、新聞やニュースなどから得られた教養や思考力を試すため、設問の文脈や周辺の知識を組み合わせ正答を導きず問題を取り入れるとともに、選択肢や判断のカギとなる記述について、短い語句ではなく、一定の意味や概念を含む複数語句や文脈を吟味して正答を導き出せるような正誤問題または空欄補充問題を作成した。（作問者）

31.教職教養_安全教育_解答解説（校了）

[問 31]

【正答】 1

【根拠】 当該資料マーカー強調箇所

https://www.mext.go.jp/content/20220325_mxt_kyousei02_000021515_01.pdf

【ねらい】

学校安全についての知識を確認する。

作問にあたっての考え方

教員採用試験対策として獲得した知識の有無も重要であるが、社会や地域に関心を持ち、新聞やニュースなどから得られた教養や思考力を試すため、設問の文脈や周辺の知識を組み合わせ正答を導きず問題を取り入れるとともに、選択肢や判断のカギとなる記述について、短い語句ではなく、一定の意味や概念を含む複数語句や文脈を吟味して正答を導き出せるような正誤問題または空欄補充問題を作成した。（作問者）

32.教職教養_安全教育_解答解説（校了）

[問 32]

【正答】 2

【根拠】 当該資料マーカー強調箇所

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf

【ねらい】

安全教育の目標についての知識を確認する。

作問にあたっての考え方

教員採用試験対策として獲得した知識の有無も重要であるが、社会や地域に関心を持ち、新聞やニュースなどから得られた教養や思考力を試すため、設問の文脈や周辺的な知識を組み合わせ正答を導きず問題を取り入れるとともに、選択肢や判断のカギとなる記述について、短い語句ではなく、一定の意味や概念を含む複数語句や文脈を吟味して正答を導き出せるような正誤問題または空欄補充問題を作成した。（作問者）

33.教職教養_情報教育_解答解説（校了）

[問 33]

【正答】 2

【根拠資料】 同資料、マーカー協調箇所

https://www.mext.go.jp/content/20200609-mxt_jogai01-000003284_002.pdf

【ねらい】

教育の情報化の方向性についての基礎的な知識を確認する。

作問にあたっての考え方

教員採用試験対策として獲得した知識の有無も重要であるが、社会や地域に関心を持ち、新聞やニュースなどから得られた教養や思考力を試すため、設問の文脈や周辺の知識を組み合わせ正答を導きず問題を取り入れるとともに、選択肢や判断のカギとなる記述について、短い語句ではなく、一定の意味や概念を含む複数語句や文脈を吟味して正答を導き出せるような正誤問題または空欄補充問題を作成した。（作問者）

34.教職教養_教育時事_解答解説（校了）

[問 34]

【正答】 2

【根拠】 同資料、マーカー強調箇所

https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_oseisk02-100000597_01.pdf

【ねらい】

社会と教育の方向性についての基礎的な知識を確認する。

作問にあたっての考え方

教員採用試験対策として獲得した知識の有無も重要であるが、社会や地域に関心を持ち、新聞やニュースなどから得られた教養や思考力を試すため、設問の文脈や周辺の知識を組み合わせ正答を導きず問題を取り入れるとともに、選択肢や判断のカギとなる記述について、短い語句ではなく、一定の意味や概念を含む複数語句や文脈を吟味して正答を導き出せるような正誤問題または空欄補充問題を作成した。（作問者）

35.教職教養_教育時事_解答解説（校了）

[問 35]

【正答】 5

【根拠】 同資料、マーカー強調箇所

https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf

【ねらい】

今後の教育の方向性についての知識を確認する。

作問にあたっての考え方

教員採用試験対策として獲得した知識の有無も重要であるが、社会や地域に関心を持ち、新聞やニュースなどから得られた教養や思考力を試すため、設問の文脈や周辺の知識を組み合わせ正答を導きず問題を取り入れるとともに、選択肢や判断のカギとなる記述について、短い語句ではなく、一定の意味や概念を含む複数語句や文脈を吟味して正答を導き出せるような正誤問題または空欄補充問題を作成した。（作問者）

36.教職教養_教育法規_解答解説（校了）

[問 36]

【正答】 5

【解説】

1. 「普通教育とは、通例、全国民に共通の、一般的・基礎的な、職業的・専門的でない教育を指す」とされている。
2. 「無償とは、授業料不徴収の意味と解するのが相当である。」「なお、現在は教科書無償措置法等により、義務教育段階においては国公私を通じて教科書も無償となっている。」給食は無償ではない。
3. 不登校は、「集団生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学困難である状況」はやむを得ない事由として、就学義務を猶予又は免除をすることができる」とされている。よって、憲法違反（法律違反）とはならない。
4. 重国籍者ではない、外国人の子の保護者については、学校教育法第 16 条等による就学義務は課されていない。
5. 憲法第 26 条は、すべての国民に教育を受ける権利を保障し、また、その権利を実現するために、義務教育の制度が設けられている。
義務教育の目的は、一人一人の国民の人格形成と、国家・社会の形成者の育成の二点であり、このことはいかに時代が変わろうとも普遍的なものである。
子どもたち一人一人が、人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、その可能性を開花させること、そして、どのような道に進んでも、自らの人生を幸せに送ることができる基礎を培うことは、義務教育の重要な役割である。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

37.教職教養_教育法規_解答解説 (校了)

[問 37]

【正答】 4

【解説】

1. 教育基本法第 1 条
2. 教育基本法第 4 条第 3 項
3. 教育基本法第 5 条第 1 項
4. 日本国憲法第 26 条第 1 項
5. 教育基本法第 5 条第 2 項

【根拠資料】 別添根拠資料参照

38.教職教養_教育法規_解答解説(校了)

[問 38]

【正答】 3

【解説】

1. 第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。※専修学校は含まれない。
2. 第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。※幼児は含まれない。
3. 第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。
4. 第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。※国ではない。
5. 第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。※「市町村の教育委員会は、」が正しい。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

39.教職教養_教育法規_解答解説（校了）

[問 39]

【正答】 5

【解説】

5. 「出席」は学校への物理的な登校や活動への参加を指すのに対して「出席扱い」は不登校などで学校に通えない児童生徒が、学校外の施設等で学習指導を受けている場合に、学校がその活動を認めて指導要録上の「出席日数」として記録する制度であり、両者は異なる。

また「出席」は「出席簿」に記録されるが、「出席扱い」は指導要録の備考欄に記録される。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

40.教職教養_教育法規_解答解説（校了）

[問 40]

【正答】 3

【根拠】 当該法令条文

【ねらい】

学校保健についての知識及び判断する力を確認する。

作問にあたっての考え方

教員採用試験対策として獲得した知識の有無も重要であるが、社会や地域に関心を持ち、新聞やニュースなどから得られた教養や思考力を試すため、設問の文脈や周辺の知識を組み合わせ正答を導きず問題を取り入れるとともに、選択肢や判断のカギとなる記述について、短い語句ではなく、一定の意味や概念を含む複数語句や文脈を吟味して正答を導き出せるような正誤問題または空欄補充問題を作成した。（作問者）

41.教職教養_教育法規_解答解説（校了）

[問 41]

【正答】 2

【解説】

- 1 教育公務員特例法第 17 条
- 2 教育公務員第 18 条→国家公務員法第 102 条→人事院規則 1417（政治的行為）
- 3 地方公務員法第 32 条
- 4 地方公務員法第 28 条第 1 項、第 4 項
- 5 懲戒処分の指針について（人事院事務総長発）最終改正・令和 2 年 4 月 1 日

【根拠】 別添根拠資料参照

42.教職教養_教育法規_解答解説（校了）

[問 42]

【正答】 1

【根拠】 当該法令条文

【ねらい】

研修についての基本的な知識を確認する。

作問にあたっての考え方

教員採用試験対策として獲得した知識の有無も重要であるが、社会や地域に関心を持ち、新聞やニュースなどから得られた教養や思考力を試すため、設問の文脈や周辺の知識を組み合わせ正答を導きず問題を取り入れるとともに、選択肢や判断のカギとなる記述について、短い語句ではなく、一定の意味や概念を含む複数語句や文脈を吟味して正答を導き出せるような正誤問題または空欄補充問題を作成した。（作問者）

43.教職教養_教育法規_解答解説（校了）

[問 43]

【正答】 1

【根拠】 同法当該条文

【ねらい】

いじめについての法律上の知識及び判断する力を確認する。

作問にあたっての考え方

教員採用試験対策として獲得した知識の有無も重要であるが、社会や地域に関心を持ち、新聞やニュースなどから得られた教養や思考力を試すため、設問の文脈や周辺の知識を組み合わせ正答を導きず問題を取り入れるとともに、選択肢や判断のカギとなる記述について、短い語句ではなく、一定の意味や概念を含む複数語句や文脈を吟味して正答を導き出せるような正誤問題または空欄補充問題を作成した。（作問者）

44.教職教養_教育法規_解答解説（校了）

[問 44]

【正答】 4

【根拠】 同法当該条文

【ねらい】

教員の性暴力に対する法律上の知識及び判断する力を確認する。

作問にあたっての考え方

教員採用試験対策として獲得した知識の有無も重要であるが、社会や地域に関心を持ち、新聞やニュースなどから得られた教養や思考力を試すため、設問の文脈や周辺の知識を組み合わせ正答を導きず問題を取り入れるとともに、選択肢や判断のカギとなる記述について、短い語句ではなく、一定の意味や概念を含む複数語句や文脈を吟味して正答を導き出せるような正誤問題または空欄補充問題を作成した。（作問者）

45.教職教養_教育心理_解答解説(校了)

[問 45]

【正答】 5

【解説】

本設問は子どもの発達のメカニズムを説明する概念であるヴィゴツキーの発達の最近接領域についての問題である。。

選択肢1の記述内容は、選択肢1の根拠資料にあるように「レディネス」に関する記述である。

選択肢2の記述内容は、選択肢2の根拠資料にあるように「相互作用説」に関する記述である。

選択肢3の記述内容は、選択肢3の根拠資料にあるように「臨界期」に関する記述である。

選択肢4の記述内容は、選択肢4の根拠資料にあるように「生理的早産」に関する記述である。

選択肢5の記述内容は、選択肢5の根拠資料にあるように「発達の最近接領域」に関する記述である。

以上から、正答は5となる。

【根拠資料】別添根拠資料参照

○ 選択肢1 (レディネス)

1. 犬塚美輪 (2021). レディネス 子安増生・丹野義彦・箱田裕司 (監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 799.
2. 大内晶子 (2021). 発達のしくみと道筋 櫻井茂男 (監) 改訂版 実践につながる教育心理学 北樹出版, pp. 39.

○ 選択肢2 (相互作用説)

1. 安藤寿康 (2021). 相互作用説 子安増生・丹野義彦・箱田裕司 (監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 468.
2. 大内晶子 (2021). 発達のしくみと道筋 櫻井茂男 (監) 改訂版 実践につながる教育心理学 北樹出版, pp. 37.

○ 選択肢3 (臨界期)

1. 平田聡 (2021). 臨界期 子安増生・丹野義彦・箱田裕司 (監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 792.
2. 外山紀子 (2010). 発達のとらえ方 外山紀子・外山美樹 (編) やさしい発達と

45.教職教養_教育心理_解答解説(校了)

学習 有斐閣アルマ, pp. 40.

○ 選択肢4(生理的早産)

1. 坂上裕子(2021). 生理的早産 子安増生・丹野義彦・箱田裕司(監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 447.
2. 大内晶子(2021). 発達のしくみと道筋 櫻井茂男(監) 改訂版 実践につながる教育心理学 北樹出版, pp. 29.

○ 選択肢5(発達の最近接領域)

1. 木下孝司(2021). 発達の最近接領域 子安増生・丹野義彦・箱田裕司(監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 625.
2. 大内晶子(2021). 発達のしくみと道筋 櫻井茂男(監) 改訂版 実践につながる教育心理学 北樹出版, pp. 40.
3. 外山紀子(2010). 発達のとらえ方 外山紀子・外山美樹(編) やさしい発達と学習 有斐閣アルマ, pp. 44-47.
4. 荷方邦夫(2013). 学習 服部環・外山美樹(編) スタンダード教育心理学 サイエンス社, pp. 43.

【出題のねらい】

近年重視されている構成主義的学習や協働学習の基礎となっており概念であるヴィゴツキーの発達の最近接領域について、その内容を思考、判断することを求める問題である。

なお、これは教職課程コアカリキュラム(文部科学省, 2017)における「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」のうち、(1) 幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程、の到達目標の1) 幼児、児童及び生徒の心身の発達に対する外的及び内的用意の相互作用、発達に関する代表的理論を踏まえ、発達の概念及び教育における発達理解の意義を理解している、ことを評価する問題である。

[問 46]

【正答】 2

【解説】

デシとライアンが提唱した自己決定理論の下位理論である有機的統合理論では、自律性の程度によって動機づけを分類している。それらは、根拠資料にあるように、行動することをそれ自体が目的であり、最も自律的なものを内発的動機づけ(内的調整)とした。そして、行動することは何かを達するための手段である外発的動機づけを自律的な(自己決定的な)ものから非自律的な(非自己決定的な)ものの順に、統合的調整、同一化的調整、取り入的調整、外的調整とした。さらに、全く動機づけられていない非動機づけ(調整なし)とした。

「A 先生や親に叱られるから」は、根拠資料より外的調整に相応する動機づけである。また、「B 面白くて楽しいから」は根拠資料より内発的動機づけ(内的調整)に相応する動機づけである。「C 自分の夢や目標のために必要だから」は根拠資料より同一化的調整に相応する動機づけである。

したがって、自律性の低いものから順に並べると、Aの外的調整、Cの同一化的調整、Bの内発的動機づけ(内的調整)となるため、正答は2となる。

【根拠資料】別添根拠資料参照

1. 伊藤崇達(2021). 自己決定理論 子安増生・丹野義彦・箱田裕司(監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 297.
2. 鈴木公基(2021). 動機づけ 櫻井茂男(監) 改訂版 実践につながる教育心理学 北樹出版, pp. 115-117.
3. 外山美樹(2010). 学習への動機づけ 外山紀子・外山美樹(編) やさしい発達と学習 有斐閣アルマ, pp. 140-145.
4. 外山美樹(2013). 動機づけ 服部環・外山美樹(編) スタンダード教育心理学 サイエンス社, pp. 52-55.

【出題のねらい】

学習行動を導く動機づけの性質を理解しているか問う問題である。

なお、これは教職課程コアカリキュラム(文部科学省, 2017)における「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」のうち、(2) 幼児、児童及び生徒の学習の過程、の到達目標の2) 主体的学習を支える動機づけ・集団づくり・学習評価の在り方について、発達の特徴と関連付けて理解している、および3) 幼児、児童及び生徒

46.教職教養_教育心理_解答解説（校了）

の心身の発達を踏まえ、主体的な学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解している、ことを評価する問題である。

この問題は、与えられた内容がどの動機づけに分類されるかを思考・判断し、またそれを自律性の順に並べ替えることを思考・判断することを問う問題である。

[問 47]

【正答】 4

【解説】

問題文より、指導中(授業中)に、後の活動(授業)への改善のための情報を得ているため、これは形成的評価である。また、根拠資料4より、形成的評価の説明として「子どもがどこまで理解し、どこでつまづいたかを的確に把握するために、各種テスト、机間指導、行動観察や質問、あるいは作品やノートなどさまざまな評価用具が使用される」とあり、文中の例と合致する。

以上から、例に示されている評価法は形成的評価であり、正答は4となる。

【根拠資料】別添根拠資料参照

○ 選択肢1(絶対評価)

1. 鹿毛雅治(2021). 絶対評価/相対評価 子安増生・丹野義彦・箱田裕司(監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 449.
2. 小野瀬雅人(2013). 教育評価—学習のアセスメント 服部環・外山美樹(編) スタンダード教育心理学 サイエンス社, pp. 152-153.

○ 選択肢2(自己評価)

1. 服部環(2021). 自己評定/自己評価 子安増生・丹野義彦・箱田裕司(監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 449-450.
2. 小野瀬雅人(2013). 教育評価—学習のアセスメント 服部環・外山美樹(編) スタンダード教育心理学 サイエンス社, pp. 148-149.

○ 選択肢3(相対評価)

1. 鹿毛雅治(2021). 絶対評価/相対評価 子安増生・丹野義彦・箱田裕司(監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 449.
2. 小野瀬雅人(2013). 教育評価—学習のアセスメント 服部環・外山美樹(編) スタンダード教育心理学 サイエンス社, pp. 150-152.

○ 選択肢4(形成的評価)

1. 遠藤貴広(2014). 形成的評価 下山晴彦(編) 誠信 心理学新版 誠信書房, pp. 547.
2. 小野瀬雅人(2013). 教育評価—学習のアセスメント 服部環・外山美樹(編) スタンダード教育心理学 サイエンス社, pp. 148

47.教職教養_教育心理_解答解説(校了)

3. 清水貴裕(2021). 教育評価 櫻井茂男(監) 改訂版 実践につながる教育心理学 北樹出版, pp. 145-146.
4. 外山美樹(2010). 教育評価 外山紀子・外山美樹(編) やさしい発達と学習 有斐閣アルマ, pp. 260-261.

○ 選択肢5(診断的評価)

1. 遠藤貴広(2014). 診断的評価 下山晴彦(編) 誠信 心理学新版 誠信書房, pp. 547.
2. 小野瀬雅人(2013). 教育評価—学習のアセスメント 服部環・外山美樹(編) スタンダード教育心理学 サイエンス社, pp. 147.

【出題のねらい】

授業の中で子どもの理解度をどのように把握するかという教育評価に関する問題である。

なお、これは教職課程コアカリキュラム(文部科学省, 2017)における「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」のうち、(2) 幼児、児童及び生徒の学習の過程、の到達目標の2) 主体的学習を支える動機づけ・集団づくり・学習評価の在り方について、発達の特徴と関連付けて理解している、ことを評価する問題である。

この問題は、与えられた例からどのような時期に、なんのために、どのように行っているのかを思考・判断し、それがどのような概念であるのか思考・判断することを求める問題である。

48.教職教養_教育史（西洋教育史）_解答解説（校了）

[問 48]

【正答】 2

【解説】

アはケルシエンシュタイナー、ウはルソー、エはヘルバルト。ペスタロッチの教育史における功績は、全ての子どもの教育可能性を主張して貧民の子どもの経済的自立を目指す教育を行ったことと、近代の学校教育の授業方法の開発に取り組んだ点にある。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

49.教職教養_教育史（日本教育史）_解答解説（校了）

[問 49]

【正答】 4

【解説】

羽仁もと子は自由学園を設立した。芦田恵之助は自由選題の作文教育を展開した。

【根拠資料】別添根拠資料参照

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

テーマ：教員採用選考試験の複数回実施を想定したモデル問題の開発

設問別正答率

協同出版編集制作部作問室調べ

| 問題番号 | | 内容 | 全国平均 正解率 |
|------|------|---------------------------------|-------------|
| 1 | 一般教養 | 英語 1 英文法 | 80.70% |
| 2 | 一般教養 | 英語 2 会話文1 | 30.91% |
| 3 | 一般教養 | 英語 3 会話文2 | 64.91% |
| 4 | 一般教養 | 英語 4 文章読解 | 60.00% |
| 5 | 一般教養 | 数学 1 式の計算 | 60.00% |
| 6 | 一般教養 | 数学 2 方程式、関数 | 68.42% |
| 7 | 一般教養 | 数学 3 平面図形、空間図形 | 41.82% |
| 8 | 一般教養 | 数学 4 図表の読み取り | 22.81% |
| 9 | 一般教養 | 理科 1 化学（溶液、化学反応等） | 42.11% |
| 10 | 一般教養 | 理科 2 生物（人体のつくり、動植物の種類等） | 35.09% |
| 11 | 一般教養 | 時事（理科領域）国内動向 | 42.11% |
| 12 | 一般教養 | 社会 1 日本の自然 | 61.82% |
| 13 | 一般教養 | 社会 2 日本の諸産業 | 61.40% |
| 14 | 一般教養 | 時事（社会領域）国際動向 | 28.07% |
| 15 | 教職教養 | 学習指導要領 総則1 | 54.65% |
| 16 | 教職教養 | 学習指導要領 総則2 | 6.98% |
| 17 | 教職教養 | 学習指導要領 総則3 | 22.66% |
| 18 | 教職教養 | 学習指導要領 道徳 | 34.77% |
| 19 | 教職教養 | 学習指導要領 総合的な学習の時間 | 62.79% |
| 20 | 教職教養 | 学習指導要領 特別活動 | 29.30% |
| 21 | 教職教養 | 生徒指導 生徒指導提要1 | 37.11% |
| 22 | 教職教養 | 生徒指導 生徒指導提要2 | 45.31% |
| 23 | 教職教養 | 生徒指導 生徒指導提要4 | 69.38% |
| 24 | 教職教養 | 特別支援教育 基本理念 | 77.73% |
| 25 | 教職教養 | 特別支援教育 支援体制1 | 60.55% |
| 26 | 教職教養 | 特別支援教育 支援体制2 | 83.33% |
| 27 | 教職教養 | 特別支援教育 関連法規 | 58.98% |
| 28 | 教職教養 | 人権教育 基本理念 | 17.58% |
| 29 | 教職教養 | 人権教育 関連法規 | 99.22% |
| 30 | 教職教養 | 安全教育 基本理念 | 65.23% |
| 31 | 教職教養 | 安全教育 具体的教育 | 76.56% |
| 32 | 教職教養 | 情報教育 基本方針 | 31.25% |
| 33 | 教職教養 | 教育時事 主要施策 | 30.23% |
| 34 | 教職教養 | 教育時事 その他 | 23.83% |
| 35 | 教職教養 | 教育法規 日本国憲法 | 47.66% |
| 36 | 教職教養 | 教育法規 教育基本法 | 69.38% |
| 37 | 教職教養 | 教育法規 学校教育法 | 43.36% |
| 38 | 教職教養 | 教育法規 学校教育法施行規則 | 19.50% |
| 39 | 教職教養 | 教育法規 学校保健安全法 | 48.06% |
| 40 | 教職教養 | 教育法規 地方公務員法 | 75.39% |
| 41 | 教職教養 | 教育法規 教育公務員特例法 | 60.85% |
| 42 | 教職教養 | 教育法規 いじめ防止対策推進法 | 84.77% |
| 43 | 教職教養 | 教育法規 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 | 79.30% |
| 44 | 教職教養 | 教育心理 発達 | 68.22% |
| 45 | 教職教養 | 教育心理 学習 | 52.34% |
| 46 | 教職教養 | 教育心理 その他 | 27.91% |
| 47 | 教職教養 | 教育心理 西洋教育史 | 54.65% |
| 48 | 教職教養 | 教育心理 日本教育史 | 35.66% |
| 49 | 教職教養 | 教育史（日本教育史） | 31.25% |

50.73%

試験問題の正答率に関して

一昨年度（2024年度）、昨年度（2024年度）に引き続き、問題作成においては「思考力、判断力、表現力等を測る良問の開発」として思考力、判断力等を確認する目的の問題を作成した。

主に大学3年生を対象とした前倒し選考として問題を使用するにあたり、受験者の学習状況などを鑑み、昨年度（2024年度）は難易度を調整し、穴埋めの組み合わせで考えさせる問題を含め問題を作成した。本年度も、さらに難易度を調整し、穴埋めの組み合わせで考えさせる問題を含め問題を作成した。

本年度（2025年度）の正答率の平均は50.73%（昨年度（2024年度）の正答率の平均は53.50%）であった。昨年度と受験者数が異なることから一概には言えないが、受験者の多くが合格する現状を考えると、教員としての資質を測る試験としてはどうであったか再度考える必要がある。

問1～問14までの内容は「一般教養」であり、英語、数学、理科、社会の内容で問題を構成した。正答率は22.81%～80.70%であった。

- ・数学（図形）（正答率22.81%）
- ・英語（英文法）（正答率80.70%）

（一般教養のみの平均正答率は50.01%（昨年度40.22%））

問15～問49は「教職教養」の問題である。教員採用試験での教職教養の問題は従来高い正答率であった。しかし、今回は教職教養のみの平均正答率51.02%（昨年度は58.97%）であった。

今回も昨年同様、「空欄補充の組み合わせ」が中心であり、比較的難易度が低い内容と思われたが、正答率が低い結果となった。

教員を選考するにあたっては、ある程度正答率の問題内容でなければ、資質能力を測れない。一般教養で正答率50～60%（現状より10%増）、教職教養で正答率70%（現状より10%増）程度の問題内容に改善することが必要であると思われる。

教職教養の問題作成では、「思考力、判断力、表現力等を測る問題の作成」は容易ではなく、知識・理解に重点が置かれた内容となりがちである。

教員の資質を測る良問を作成することと正答率との兼ね合いをいかに両立させるかが課題である。

教職教養の出題では、特に、過年度に受験した者が有利にならないよう、同じ内容の問題を出題しないなど公平性を担保しつつ試験問題の作成を行わなくてはならない。

試験問題作成において、思考力、判断力、表現力等を問う内容とし、正答率など現在の受験者の状況等を踏まえて公平な試験問題を開発することが重要であり、今後の課題です。

※ここで示す正解率は、本事業で作成した問題を使用して令和7年12月14日（日）に試験を行った自治体から本事業の報告書作成のために情報提供いただいたものを集計したものであり、各自治体が公表するものではありません。

※本事業で作成した問題は自治体により改変は可能であり、各問題の使用の判断は各自治体が決定しています。

※問15～問20の問題は、校種別学習指導要領の問題であり、受験者がそれぞれの校種（小学校、中学校、高等学校）の問題で受験しています。

※本事業で作成した問題は、「大学3年前倒し選考」や「追加募集」など様々な受験形式で使用されており、そのため受験者は大学3年生に限られません。

問題の検証

正答率の低かった問題（正答率 10 パーセント以下）、正答率の高かった問題（正答率 90% 以上）の各 1 問について検証する。

（昨年度の問題作成では、正答率の低かった問題（正答率 10 パーセント以下 2 問、正答率の高かった問題（正答率 90%以上 3 問）であった。）

検証する問題は、以下の問題である。

<正答率の低かった問題>

- ・問 16 学習指導要領 正答率 6.98%

<正答率の高かった問題>

- ・問 29 人権教育 正答率 99.22%

※正答率は、令和 7 年 1 2 月 1 4 日（日）に本事業で作成した問題で試験を行った自治体様のうち、情報の提供を頂いた自治体様のデータを集計したものです。

※この「問題の検証」で示す正解率は、本事業で作成した問題を使用して令和 7 年 12 月 14 日（日）に試験を行った自治体から本事業の報告書作成のために情報提供いただいたものを集計したものであり、各自治体が公表するものではありません。

※本事業で作成した問題は自治体により改変は可能であり、各問題の使用の判断は各自治体が決定しています。

※問 15～問 20 の問題は、校種別学習指導要領の問題であり、受験者がそれぞれの校種（小学校、中学校、高等学校）の問題で受験しています。

※本事業で作成した問題は、「大学 3 年前倒し選考」や「追加募集」などなど様々な受験形式で使用されており、そのため受験者は大学 3 年生に限られません。

[問 16] (小学校受験者) ※別途(中学校受験者用)(高等学校受験者用)があります。

「小学校学習指導要領(平成 29 年告示)」の「第 1 章 総則 第 4 児童の発達の支援 2(3)不登校児童への配慮」に関して、次の事項が示されている。文中の(A)～(C)に該当する語句の組み合わせとして適切なものを、下の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

- ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、(A)を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、(B)が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習や(C)など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

| | (A) | (B) | (C) |
|---|--------|--------|--------------|
| 1 | 社会への参画 | 文部科学大臣 | I C Tを活用した学習 |
| 2 | 社会的自立 | 文部科学大臣 | I C Tを活用した学習 |
| 3 | 社会への参画 | 学校の設置者 | I C Tを活用した学習 |
| 4 | 社会的自立 | 学校の設置者 | グループ別学習 |
| 5 | 社会的自立 | 文部科学大臣 | グループ別学習 |

正答 5

【問題の検証等】

回答者の選んだ選択肢は「2」が最も多かった。

(A)の選択肢 社会への参画 2、社会的自立 3

(B)の選択肢 学校の設置者 2、文部科学大臣 3

(C)の選択肢 グループ別学習 2、I C Tを活用した学習

選択肢の用語の数の多いものを選択すると「2」となるため、このような結果となったものと思われる。

作問意図は、作問者の解説を参照

【解説】

不登校児童への支援は社会への参画ではなく、より基盤的な社会的自立が目指され

こと、特別の教育課程の認可は文部科学大臣が行うこと（「学びの多様化学校」の設置との関係で重要な知識）、工夫改善が必要な指導方法や指導体制は、グループ別学習である（ICTの活用は個別学習）と判断できるかを問う。

[問 29]

次の各文は、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（通知）」（平成 27 年 4 月 30 日 文部科学省）において、性同一性障害に係る児童生徒への支援について説明したものである。その内容に照らして**適切でないもの**を、次の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

- 1 性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合がある。
- 2 個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行う必要がある。
- 3 入学等に当たって児童生徒の保護者から最初に相談を受けた教職員には秘密を守る義務があることから、原則、その教職員だけで対応を進めることが望ましい。
- 4 児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意する必要がある。
- 5 性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要である。

正答 3

【問題の検証等】

1～5 の選択肢のなかで「3」の選択肢のみ語尾に違いがあり、「～原則、その教職員だけで対応を進めることが望ましい。」であり、特に「～だけ…」という表現があることから正答が推測しやすかったものと考えられる。

出題根拠を明確にし、確実な正誤となるような選択肢をつくる作業は難しいことではあるが、安易に推測できないよう工夫する余地がある問題であった。

【解説】

「性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること」が正しい。

掲載日：2026年1月16日

宮城県公立学校教員採用候補者選考

令和9年度 宮城県公立学校教員採用候補者選考 大学推薦による大学3年生特別選考について

大学推薦による大学3年生特別選考の概要は下記ファイルのとおりです。

[大学推薦による大学3年生特別選考について \(PDF : 217KB\)](#)

令和9年度 宮城県公立学校教員採用に関する説明に ついて

令和9年度（令和8年度実施）宮城県公立学校教員採用に関する説明動画を掲載しました。

[こちらを御覧ください。\(外部サイトへリンク\)](#)

※掲載期間は令和8年4月中旬までの予定です。

宮城県公立学校教員採用説明会を実施しました



教員採用選考の受験をお考えの方を対象とした説明会を11月30日（日曜日）に県庁2階講堂で実施しました。

【内容】

(1)令和9年度教員採用候補者選考に関する説明

- ・みやぎの教員に求められる資質能力について
- ・令和8年度選考の振り返り及び令和9年度選考の展望
- ・みやぎの教員の働き方

(2)現役教員による校種・職種別ブースでの説明

講師

松島町立松島第一小学校 武山 依里香教諭

石巻市立青葉中学校 原口 祐輔教諭

宮城県田尻さくら高等学校 合澤 唯教諭

宮城県立秋保かがやき支援学校 相澤 智朗教諭

南三陸町立志津川中学校 佐藤 幸養護教諭

【当日配布資料】

[令和9年度（令和8年度実施）宮城県公立学校教員募集案内（パンフレット）
（PDF：8,554KB）](#)

[令和8年度（令和7年度実施）教員採用選考を振り返って（PDF：1,080KB）](#)

令和9年度 宮城県公立学校教員採用候補者選考について

1.選考の期日について（令和8年度実施）

- (1) 第1次選考 令和8年7月11日（土曜日）
- (2) 第2次選考 令和8年8月下旬～9月上旬（予定）
- (3) 合格発表 令和8年9月下旬（予定）

2.大学推薦による大学3年生特別選考の実施について（令和7年度実施）

- (1) 試験日 令和7年12月14日（日曜日）
- (2) 場所 宮城県庁
- (3) 選考内容 筆記試験、面接（2回）、集団討議
- (4) 選考の対象となる受験区分 小学校
- (5) 推薦を依頼する大学・人数 宮城県教育委員会が指定する大学・人数
- (6) 推薦基準

令和7年10月時点で大学3年生として在籍し、宮城県内市町村（仙台市を除く）の小学校の教員となることを第一志望とする、みやぎの教員に求められる資質能力を有する者で、学業成績が優秀な者

(7) 選考結果の通知 令和8年1月下旬

お問い合わせ先

教職員課育成・免許班（教採関係）

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号：022-211-3637

宮城県公式Webサイト

法人番号8000020040002

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号：022-211-2111

（受付時間 8時30分～17時15分）

Copyright © Miyagi Prefectural Government All Rights Reserved

**令和9年度宮城県公立学校教員採用候補者選考
大学推薦による大学3年生特別選考の実施概要について**
宮城県教育委員会

宮城県教育委員会では、県内大学の推薦による大学3年生特別選考を実施したので、その概要等についてお知らせします。

1 実施概況

- (1) 試験日 令和7年12月14日（日曜日）
- (2) 場所 宮城県行政庁舎
- (3) 選考内容 筆記試験、面接（2回）、集団討議
- (4) 合格発表日 令和8年1月16日（金曜日）

2 実施結果

（人）

| 校種 | 出願者数 | 受験者数（受験率） | 合格者数 （名簿登載者数） |
|-----|------|-----------|------------------|
| 小学校 | 15 | 15（100%） | 15 |

3 今後の予定について

○上記合格者に対し、令和8年4月から12月にかけて、授業づくり等に関する研修を実施する。

令和9年度(令和8年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験に係る
「教職専門」事前認定テスト実施要項

山口県教育委員会

試験日：令和7年12月14日(日)

出願受付期間：令和7年11月4日(火)～11月21日(金)午後5時受付終了

1 目的

この「教職専門」事前認定テストは、令和9年度(令和8年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験^{※1}の第一次試験における「教職専門」試験の免除者を事前に認定するために実施するものです。

※1 令和9年度(令和8年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施要項は、令和8年1月下旬～2月上旬に公表する予定です。それまでは令和8年度(令和7年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施要項を参考にしてください。

2 対象志願区分(校種等)^{※2}

- ・小学校又は特別支援学校小学部
- ・中学校又は特別支援学校中学部
- ・高等学校又は特別支援学校高等部

※2 令和9年度(令和8年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験の志願区分とは関係ありません。(9 試験結果の発表等「合格者の取扱い」参照)

3 受験資格

以下のア、イのいずれかにおいて、各要件の全てを満たす者が受験できます。

| | 要件 | 主な対象者 |
|---|--|-----------------|
| ア | <ul style="list-style-type: none">・ 令和9年度(令和8年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験を受験する者・ 山口県公立学校教員を第一志望とする者・ 令和8年度中に大学等を卒業(修了)見込みの者・ 対象志願区分(校種等)の教諭の普通免許状を所有している者又は令和8年度末までに取得見込みの者 | 令和7年度の 大学3年生 |
| イ | <ul style="list-style-type: none">・ 令和9年度(令和8年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験を受験する者・ 山口県公立学校教員を第一志望とする者・ 令和7年度中に大学等を卒業(修了)見込みの者・ 対象志願区分(校種等)の教諭の普通免許状を所有している者又は令和7年度末までに取得見込みの者・ 山口県公立学校において令和8年度の臨時的任用教員としての勤務を希望する者^{※3}・ 他自治体の令和8年度(令和7年度実施)公立学校教員採用候補者選考試験において最終試験合格となっていない者 | 令和7年度の 大学4年生 |

※3 このテストの受験や合格をもって臨時的任用教員としての任用を約束するものではありません。また、臨時的任用教員としての任用に必須となるテストでもありません。

4 試験の期日、場所及び日程

- (1) 期 日 令和7年12月14日(日)
(2) 場 所 国立大学法人山口大学(吉田キャンパス)
共通教育棟1番教室
山口市吉田1677-1
(3) 日 程

【12月14日(日)】

| | | | | |
|---------------|-------------|------------|-------------|-------|
| 9:30 | 10:10 | 10:30 | 11:20 | 11:30 |
| 受付 ・ 入室 | 諸 連 絡 | 教職専門(筆記試験) | 諸 連 絡 | |


5 試験項目、試験内容、試験形式、評価の視点及び評価方法

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 試験項目 | 教職専門 |
| 試験内容 | 教育法規、教育心理、教育原理、生徒指導、人権教育、特別支援教育 等 |
| 試験形式 | 主として選択式 |
| 評価の視点 | 教員として必要な教職専門分野の知識及び理解 |
| 評価方法 | 試験における得点で評価 |

6 出願方法及び提出書類

(1) 出願方法

インターネット(電子申請)による出願のみとします。

| | |
|-------|---|
| アクセス先 | 山口県教育庁教職員課ウェブページ(教員採用試験専用ページ) https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/26366.html  |
| 受付期間 | 令和7年11月4日(火)午前9時~11月21日(金)午後5時 ※ 期間中(受付初日及び最終日を除きます。)は原則として24時間いつでも受け付けています。 ただし、11月17日(月)午後10時から11月18日(火)午前6時まで、電子申請システムの停止により受付ができませんので注意してください。 |
| 備 考 | ウェブページ上に示す出願手続及び利用上の注意をよく確認の上、申し込んでください。 |

(2) 提出書類

| | |
|-----|---|
| 志願書 | インターネット(電子申請)による出願において、申請画面から必要事項を入力することで自動作成されます。 出願(送信)することで志願書の提出となります。 |
|-----|---|

7 出願上の留意点

- (1) 志願書類に不備があるものは、受理しません。
- (2) 連絡先を変更する場合又はその他の事情により志願を取り消す場合には、必ずその旨を p.4 の「試験に関するお問い合わせ先」に連絡してください。
- (3) 障害等のある志願者で、受験上の配慮を希望する場合は、志願書に記載するとともに、出願時に申し出てください(配慮希望の申し出方法等については、山口県教育庁教職員課のウェブページ(教員採用試験専用ページ)を確認してください)。障害の状態等に応じて必要な配慮について、志願者と話し合いの上、決定します。
ただし、内容によっては配慮できない場合もあります。

8 試験当日の携行品

| | |
|------|---|
| 受験票 | 受験票の交付準備が整い次第、電子メール「通知書発行のお知らせ」で通知します(12月上旬予定)。通知が届いた後、電子申請システムからダウンロードして印刷し、写真を貼付してください。 |
| 筆記用具 | 鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、黒のボールペン |

9 試験結果の発表等

| | |
|---------|---|
| 試験結果の発表 | 日時：令和8年1月22日(木)午前9時 内容：合格者の受験番号を掲載します。 方法：山口県教育庁教職員課のウェブページ(教員採用試験専用ページ) (https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/26366.html) |
| 試験結果の通知 | 期日：令和8年1月22日(木)発送 内容：試験結果(合否)を受験者全員に通知します。 なお、不合格者については、5段階に区分した評価ランク(試験の得点率により高得点からa、b、c、d、eとします。)を加えて通知します。 |
| 合格者の取扱い | 合格者のうち、令和9年度(令和8年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験において小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校のいずれかを受験する場合、第一次試験の「教職専門」試験を免除します。なお、併願する場合も、第一志願区分、第二志願区分ともに免除の対象とします。 |

10 試験問題及び解答の公開等

試験問題及び解答例については令和8年1月14日(水)の午前9時から、情報公開センター(山口県庁)で公開します。

11 合格者に対する留意事項

- (1) 志願書類の記載と異なる事実が判明した場合は、合格(免除の認定)を取り消すことがあります。
- (2) **3** 受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格(免除の認定)を取り消します。

12 会場所在地等



試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、山口県教育庁教職員課のウェブページ(教員採用試験専用ページ)においてお知らせしますので、随時、御確認ください。(悪天候による延期等も、同ウェブページでお知らせします。)

◆ 「緊急連絡メール」の登録について

試験実施に関する変更が生じる場合は、山口県教育庁教職員課のウェブページ(教員採用試験専用ページ)に内容を掲載するとともに、あわせて「緊急連絡メール」でお知らせします。


「緊急連絡メール」のアドレスは、インターネット出願にあたり、電子申請システムに登録したメールアドレスを使用します。出願時と異なるメールアドレスの登録の必要がある場合は、次の方法で受信のための登録をしてください。

なお、登録に不都合がある場合は、「試験に関するお問い合わせ先」に連絡してください。

【登録方法】

- 緊急連絡専用アドレス saiyoukinkyuu@pref.yamaguchi.lg.jp 宛てにメールを送信する。
- 件名に、「氏名(カナ)」、「氏名(漢字)」の順で入力する(本文には何も入力しない)。
《 例:ヤマグチキョウコ、山口教子 》
- ※ 登録確認メールは返信しませんので御了承ください。
- ※ 登録された情報は、試験に関する緊急連絡以外には使用しません。

【登録期間】 11月4日(火)～12月12日(金)



緊急連絡専用アドレス
二次元コード

試験に関するお問い合わせ先

山口県教育庁教職員課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-4550

教員採用試験専用ページ URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/26366.html>

〔右の二次元コードを御利用できます。〕



令和9年度(令和8年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験に係る「教職専門」事前認定テストの結果について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

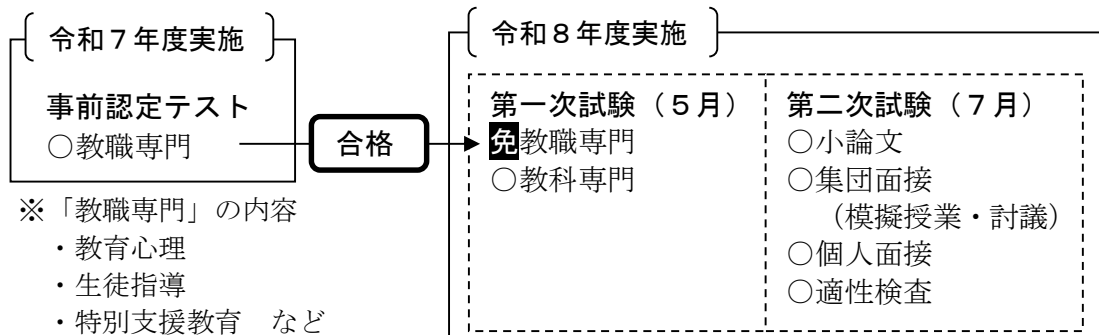
1 結果

| 対象志願区分（校種等） | 志願者数 | 受験者数 | 合格者数 |
|-----------------|------|------|------|
| 小学校又は特別支援学校小学部 | 54人 | 51人 | 50人 |
| 中学校又は特別支援学校中学部 | 52人 | 52人 | 52人 |
| 高等学校又は特別支援学校高等部 | 40人 | 39人 | 38人 |
| 合 計 | 146人 | 142人 | 140人 |

《参考》

(1) テストの概要

令和9年度（令和8年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験における「教職専門」試験の免除者を事前に認定するテスト



※「教職専門」の内容
 ・教育心理
 ・生徒指導
 ・特別支援教育 など

(2) 対象者

山口県の小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭を志望する令和7年度の大学3・4年生等（大学院1・2年生及び短期大学1・2年生も含む）のうち、実施要項の要件を満たす者

(3) 試験実施日及び試験時間

令和7年12月14日（日）午前10時30分から午前11時20分

(4) 試験会場

国立大学法人山口大学（吉田キャンパス）

(5) 合格者の取扱い

合格者のうち、令和9年度（令和8年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験において小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校のいずれかを受験する場合、第一次試験の「教職専門」試験を免除する。

『 令和8年度採用（令和7年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査 』

『 令和9年度採用（令和8年度実施）高知県公立学校教員採用候補者選考審査

大学3回生等を対象とした教職・一般教養事前認定選考審査 』

実施要項



令和7年10月14日

高知県教育委員会

審査日 令和7年12月14日（日）

受付期間 令和7年10月17日（金）～ 11月18日（火）

（郵送物は、11月18日までの消印があるものに限り、受け付けます。）

（審査に関する問い合わせ）

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 TEL 088-821-4903

教職員・福利課採用担当メールアドレス saiyo@ken.pref.kochi.lg.jp

教職員・福利課ホームページアドレス <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/>

※ 悪天候等の際は、会場等を変更する場合があります。その場合ホームページで周知するとともに、受審者本人のマイページにも通知します。

※ 文部科学省提供の問題を使用し、全国統一日程による実施のため、高知県において実施できない場合は中止となることがあります。

1 令和8年度採用（令和7年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査

(1) 審査の対象となる校種・職種及び採用予定人数

小学校教諭 ————— 40名程度

高等学校教諭 水産（機関） —— 1名程度

(2) 応募人数の上限（審査会場の都合上、応募人数に上限を設けています。）

120名 ※上限に達した場合、「本申込み」の先着順に受審できるものとし、マイページにて通知します。

ただし、応募状況により、応募の少ない校種・教科を優先する場合があります。

(3) 受審資格

次の①から③のいずれにも該当する者とする。

① 受審する校種・職種等に応じ、次の〔1〕または〔2〕に定める普通免許状（ただし、教員免許更新制において令和8年4月1日時点で有効な普通免許状とする。以下同じ。）のいずれかを有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者

* 教員免許更新制において、直近の修了確認期限又は有効期間の満了の日が令和4年7月1日以降となっている場合、もしくは令和4年6月30日時点で旧免許状が休眠状態となっている場合、又は令和4年7月1日以降に新しく免許を取得している場合

〔1〕 小学校教諭：小学校教諭の普通免許状

〔2〕 高等学校教諭：高等学校教諭の普通免許状 水産（機関）

なお、「水産（機関）」については、「水産」又は「商船」の普通免許状とします。

※「水産（機関）」については、免許状を有しない者でも出願できる制度があります。詳細は本要項内の10の項目（社会人特例出願）にて確認してください。

② 昭和39年4月2日以降に生まれた者

③ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格事項のいずれにも該当しない者

※ 令和7年5月に実施しました高知県教員採用審査を受審した方も、再度、受審可能です。

※ 他自治体の令和8年度（令和7年度実施）教員採用審査において、最終合格者（名簿登載者）となっていない者を対象とします。

(4) 審査内容

| 審査区分 | 審査時間 | 審査内容 |
|--------|-------------|-----------------------------|
| 教職専門審査 | 10:30～11:50 | 教員として必要な教職・一般教養及び専門分野に関するもの |
| 面接審査 | 12:50～ | 模擬授業及び口頭試問、個別面接 |

(5) その他

- ・合格者は、令和8年度採用（令和8年4月1日付け）採用候補者名簿登載者となります。
- ・任期付教員採用候補者選考審査も併せて実施します。詳細は本要項内の11の項目（育児休業及び配偶者同行休業の代替に係る任期付教員採用候補者選考審査）にて確認してください。

2 令和9年度採用（令和8年度実施）高知県公立学校教員採用候補者選考審査 大学3回生等を対象とした教職・一般教養事前認定選考審査

(1) 審査の対象となる校種・職種

- ・小学校教諭
- ・中学校教諭
- ・特別支援学校教諭（小学部及び中学部・高等部）

(2) 応募人数の上限（審査会場の都合上、応募人数に上限を設けています。）

350名 ※上限に達した場合、「本申込み」の先着順に受審できるものとし、マイページにて通知します。
ただし、応募状況により、応募の少ない校種・教科を優先する場合があります。

(3) 受審資格

次の①から③のいずれにも該当する者

- ① 令和9年度採用（令和8年度実施）高知県公立学校教員採用候補者選考審査を受審する者
- ② 令和8年度中に大学等を卒業（修了）見込みの者（在学証明書を提出すること）
- ③ 審査の対象となる校種の普通免許状を有する者又は令和8年度末までに取得見込みの者

(4) 審査内容

| 審査区分 | 審査時間 | 審査内容 |
|-----------|-------------|-----------------------|
| 教職・一般教養審査 | 10:30～11:30 | 教員として必要な教職・一般教養に関するもの |

(5) その他

- ・合格者は、令和9年度採用（令和8年度実施）高知県公立学校教員採用候補者選考審査における「教職・一般教養審査」を免除します。

3 出願の手続

出願は、高知県教育委員会事務局教職員・福利課（以下「教職員・福利課」という。）のホームページからシステムにアクセスし、下の申込みの流れに沿って全ての必要項目を入力のうえ、出願受付期間内に送信してください。パソコンやスマートフォンでインターネットに接続することができない者は、令和7年11月11日（火）までに教職員・福利課に電話で問い合わせてください。

<出願受付期間>

令和7年10月17日（金）8時30分から11月18日（火）17時15分まで

- ※（6）に掲げる提出書類を郵送する場合、11月18日（火）までの消印のあるものまで受理します。

<インターネット申込みの流れ>

(1) 事前準備 → (2) 申込システムにアクセス → (3) 会員登録 → (4) 会員登録(登録情報を編集) → (5) エントリー → (6) 提出書類(提出が必要な場合のみ)

- ※ 申込みは、「会員登録」及び「エントリー」が必要となります。

- ※ 受付期間内にエントリーまで完了しなかった場合は、受審できません。

(1) 事前準備

申込みには、次のものが必要です。申込手続を行う前に、ご準備ください。

- ・本人のメールアドレス
- ・証明写真データ ※ファイル形式は、画像 (.jpg、.jpeg、.png、.webp) のみとなります。

(2) 申込システムにアクセス

教職員・福利課ホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2018040500013/>) から「高知県教員 採用審査申込システム」にアクセスしてください。

職員募集覧から、受審する「試験区分」を選択し、内容を確認のうえ「エントリー画面に進む」をクリックしてください。

- ① 会員登録をしていない方は (3) 会員登録 に進んでください。
- ② 会員登録をしている方は (5) エントリー に進んでください。

(3) 会員登録

利用規約を確認し同意のうえ、「お使いのサービスで簡単登録」又は「メールアドレスで会員登録」から入力画面に従い、必要事項を入力し登録してください。

登録したメールアドレス宛てに「会員登録のお願い」が送信されますので、本文中に記載されているURLをクリックすると、「登録完了のご連絡」メールが送信されます。

※ 登録時に設定したパスワードは以後の手続きに必要です。必ず控えておき大切に保管してください。

(4) 会員登録（登録情報を編集）

ログイン後、システム内で「マイページ」を選択し、「登録情報を編集」をクリックしてください。入力画面に従い、「基本情報」の氏名、電話番号、プロフィール写真(証明写真)、住所及び「職歴・学歴」の応募時必須の欄をすべて入力・登録してください。

※「基本情報」の自己PR、資格・語学力欄、「希望条件」及び「スカウト設定」は入力不要です。

※「職歴・学歴」の学歴欄は、最終学歴までご入力ください。

(5) エントリー

エントリーフォームの必要事項を入力して、エントリーを完了させてください。

完了すると、登録したメールアドレス宛てに「エントリー完了のお知らせ」メールが自動送信されます。

この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に教職員・福利課へお問い合わせください。

受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが込み合う恐れがあります。余裕を持って申込みを行ってください。使用される機器や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

なお、エントリー完了後、登録内容の削除(退会手続き)を行った場合は受審ができません。

(6) 提出書類

次の①もしくは②を受審する者は、それぞれ書類を出願受付期間内に、下記(7)の提出先に郵送又は持参してください。(出願受付期間内に提出された書類のみ受理します。また、提出された書類等は返却しません。)

① 令和8年度採用(令和7年度実施)高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査を受審する者

- 自己評価書(様式1)
- 申告書(様式2)
- 実技調書(様式3) (小学校教諭志願者のみ提出)
- 加点申請書(様式4) (加点申請をする場合のみ提出)

※ 申請の条件については、本要項内の8の項目(特定の資格等による加点)にて確認してください。

② 令和9年度採用(令和8年度実施)高知県公立学校教員採用候補者選考審査

大学3回生等を対象とした教職・一般教養事前認定選考審査を受審する者

- 在学証明書

(7) 提出書類の受付

(提出先) 〒 780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 (高知県庁西庁舎2階)

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当

郵送の場合は、封筒の表に『受審する審査名』及び『採用審査に係る提出書類在中』と朱書してください。郵便事故に対応するため簡易書留による郵便を推奨します。宅配便は不可とします。

(8) 受審票の交付

受審票は、12月5日(金)に交付を予定しています。登録されたメールアドレスに「受審票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受審票をダウンロードしてA4サイズ用の紙に印刷してください。

なお、12月8日(月)までに電子メールが届かない場合は、教職員・福利課に問い合わせてください。

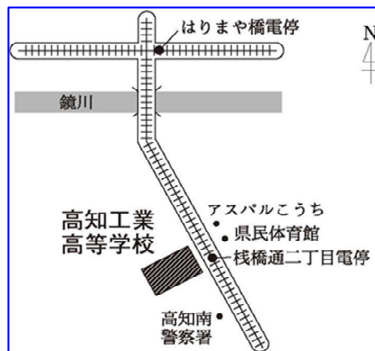
印刷した受審票は、記載内容を確認し、確認した年月日を記入のうえ、受審者本人が署名して審査日に必ず持参してください。受審票を忘れた場合は、受審できないことがあります。

4 選考審査の実施

(1) 審査日 令和7年12月14日(日)

(2) 会場 高知県立高知工業高等学校 (高知市棧橋通2-11-6)

審査当日の連絡先：教職員・福利課 採用専用携帯 TEL 090-4978-4903



(3) 日程 詳細については、受審票交付時に通知する「受審案内」でお知らせします。

(4) 各審査の配点

① 令和8年度採用(令和7年度実施)高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査

| 筆記審査 | 面接審査 | 合計 |
|------|------|------|
| 300点 | 300点 | 600点 |

※加点申請者は上記の合計得点に加点があります。詳しくはP10~P11で確認してください。

② 令和9年度採用(令和8年度実施)高知県公立学校教員採用候補者選考審査
大学3回生等を対象とした教職・一般教養事前認定選考審査

| 筆記審査 |
|------|
| 200点 |

5 選考審査結果の情報提供

選考審査の受審者は、教職員・福利課への郵送又は口頭にて、選考審査結果の情報提供を申し出ることができます。

(1) 対象者 選考審査の受審者

(2) 申出期間 審査結果を通知した日の翌日から1月間

(3) 申出方法

① 郵送による場合

必要事項を記入した「選考審査結果情報提供申出書（教職員・福利課ホームページに様式を掲載）」、受審番号が交付された「受審票」及びあて先を記入した返信用封筒（定形、縦14～23.5 cm×横9～12 cm）に460円切手（簡易書留相当分）を貼り、これらを同封し、教職員・福利課に郵送してください。

② 口頭による場合

教職員・福利課の窓口で、必要事項を記入した「選考審査結果情報提供申出書」及び受審番号が交付された「受審票」を提示のうえ、口頭による開示請求であることを申し出てください。電話による申し出はできません。なお、上記（2）の申出期間中の土日祝日を除き、8時30分から17時15分まで（ただし、12時から13時までの時間帯は除きます。）受け付けます。

6 選考審査結果の通知

令和8年1月16日（金）（予定）に、教職員・福利課ホームページに合格者の受審番号を掲載するとともに、受審者全員のマイページに通知します。

7 受審時の主な注意事項

- (1) 受審票は選考審査当日、必ず持参してください。受審票を忘れた場合は、受審できないことがあります。
- (2) 審査会場は土足可能のため、靴のままでお入りください。
- (3) 審査会場へは、原則として車の乗り入れを禁止します。公共の交通機関を利用してください。また、周辺への無断駐車や近隣の店舗等への一時的な駐車は、絶対にしないでください。
家族の方などに送迎をお願いする際も、審査会場入口に面した道路に駐車すると、他の車や近隣住民の迷惑となりますので、絶対にしないでください。
- (4) 昼食が必要な者は、各自で準備してください。
- (5) 審査会場のゴミ箱は使用できませんので、ゴミは各自が持ち帰ってください。
- (6) 審査会場は、敷地内禁煙となっています。

8 特定の資格等による加点

加点制度とは、次の「（1）加点制度とする資格等」の①から⑩までのいずれかに該当し、その資格や実績を申請した者に対して、それぞれ点数を定め、審査項目の合計点に加点するものです。ただし、加点は、インターネット出願で該当する申請書をチェックするとともに、提出書類の受付期間内に、「加点申請書（様式4）」とともに、「（2）申請に必要な書類等」の資格証明書又は実績の証明ができる書類が提出された場合に限り対象とし、取得見込みの場合は、申請できません。なお、複数の申請の場合については、加点の合計の上限を60点とします。

(1) 加点対象とする資格等

- ① 司書の資格又は司書教諭の資格（5点加点）
- ② 臨床心理士の資格（30点加点）
- ③ 小学校教諭受審者は、次のア・イのいずれか1つについて申請ができます。ウ・エについてはいずれも申請することができます。
ア 中学校教諭の普通免許状（英語）（20点加点）
イ 中学校教諭の普通免許状（英語以外）（10点加点）
ウ 2年以上のALT（外国語指導助手（英語））の経験者（20点加点）

- エ 海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者（20点加点）
- ④ 高等学校教諭受審者は、次のアについて申請できます。
- ア 情報以外の教科の受審者は、高等学校教諭の普通免許状（情報）（20点加点）
- ⑤ 特別支援学校教諭又は盲学校教諭、聾学校教諭若しくは養護学校教諭の普通免許状（10点加点）
- ⑥ 英語に関する資格（小学校教諭受審者はア・イのいずれか1つについて、高等学校教諭受審者はウについて申請ができます。）
- ア 英検準1級以上合格者、TOEFL iBT72点以上取得者又はTOEIC785点以上取得者（20点加点）
- イ 英検2級合格者、TOEFL iBT42点以上取得者又はTOEIC550点以上取得者（10点加点）
- ウ 英検準1級以上合格者、TOEFL iBT72点以上取得者又はTOEIC785点以上取得者（15点加点）
- ※英検＝（公財）日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定
TOEFL＝国際教育交換協議会が実施するTOEFL（ITPは除く。）
TOEIC＝（一財）国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEIC（IPテストは除く。）
- ※TOEFL及びTOEICについては、令和5年7月以降の取得に限る。
- ⑦ スポーツの実績（次のアからウまでのいずれか1つについて申請ができます。）
- ア 高等学校卒業以降、オリンピック（又はパラリンピック）、世界選手権（又は世界選手権に相当する障害者の大会）に日本代表として出場（30点加点）
- イ 高等学校卒業以降、アジア大会（又はアジア大会に相当する障害者の大会）に日本代表として出場（20点加点）
- ウ 高等学校卒業以降、国民体育大会で入賞（10点加点）
- ⑧ 小学校教諭受審者は、理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー：（以下「CST」という））養成拠点構築プログラムを修了した者（20点加点）
- ⑨ IB（国際バカロレア）教員資格認定者は、次のア・イのいずれか1つについて申請ができます。
- ア IB ACTL（15点加点）
- イ IB CTL（10点加点）
- ⑩ 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの10年間のうち、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「日系社会青年ボランティア」、「シニア日系社会ボランティア」として、2年の任期を満了する派遣経験者（15点加点）

（2）申請に必要な書類等

加点申請する場合は、加点申請書（様式4）とともに、以下に示すそれぞれの資格等の証明に係る証拠書類を出願受付期間内に提出してください。加点申請書及び証拠書類が提出されない場合の加点申請は認められません。

- ※ ①、②の加点申請は、それぞれの資格証明書等のコピーを提出してください。
- ※ ③のア・イ、④及び⑤の加点申請は、受審校種・教科を含め、加点申請に係る免許状のコピーを提出してください。
- ※ ③ウの加点申請は、ALT（外国語指導助手（英語））として勤務した期間を証明できる書類のコピーを提出してください。
- ※ ③エの加点申請は、国際協力機構の発行する「派遣証明書」又は海外留学歴と期間を証明できる書類、在外教育施設等での勤務実績と期間を証明できる書類のコピーを提出してください。
- ※ ⑥の加点申請は、実用英語技能検定の合格証のコピー、TOEFL得点証明書又はTOEIC得点証明書のコピーを提出してください。
- ※ ⑦の加点申請は、本人の実績であることが特定できる証明書等のコピーを提出してください。
- ※ ⑧の加点申請は、理数系教員（CST）養成拠点構築プログラムの修了証又は認定証のコピーを提出してください。
- ※ ⑨の加点申請は、資格認定証等のコピーを提出してください。
- ※ ⑩の加点申請は、国際協力機構の発行する「派遣証明書」のコピーを提出してください。

9 給与

令和7年4月1日時点での初任給は、大学卒業者で263,744円（教職調整額、義務教育等教員特別手当含む）ですが、採用前の職歴、所有免許・資格等に応じて加算される場合があります。また、期末手当及び勤勉手当が支給されるほか、支給要件に該当する人には、給料の調整額、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

10 社会人特例出願

(1) 募集する校種・職種及び教科等・採用予定人数

高等学校教諭「水産（機関）」——— 1名程度

※採用予定人数は令和8年度採用（令和7年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査の採用予定人数を含む人数です。

(2) 受審資格

昭和39年4月2日以降に生まれた者で、次の①に掲げる校種及び教科の区分に定める要件を満たし、かつ、②・③の要件を全て満たす者

また、この受審資格を満たす者が採用候補者名簿登載者となった場合、登載後に実施される特別免許状授与のための教育職員検定に係る審査会（免許法第5条第4項関係）において合格が適当と認められなかった場合は、採用されません。

① 大学等を卒業後、令和7年3月31日現在で、水産（機関）に関連する研究施設、民間企業、官公庁（海技士養成機関での職務経験を含む。）において、通算3年以上の水産（機関）に関連する職務経験がある者

または、3級海技士（機関）以上の免状を有し、高等学校卒業後、令和7年3月31日現在で、水産（機関）と関連する船舶等における職務経験（海技士養成機関での職務経験を含めてもよい。また、この期間の免状の有無は問わない。）が通算3年以上ある者

※「大学等」には、該当する教科に関連する短期大学、専門学校、高等専門学校を含みます。職務経験の期間には、6月以上継続して就業した期間が該当し、複数の職務経験がある場合には通算することができます。ただし、国・公立学校及び私立学校の正規の教員（実習助手等を含む。）であった期間、臨時教員（海技士養成機関での職務経験は含まない。）、パート又はアルバイトとして雇用された期間及び休職等の期間を除きます。

② 高等学校教諭の普通免許状（受審する教科等のものに限り、実習に関する免許状を除く。）を有しない者

③ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者

(3) 提出書類

次の書類を出願受付期間内に提出してください。

① 職務経験を証明する書類（勤務先、職名、勤務期間が記載された勤務先発行のもの（船員については船員手帳の写しも可）

② 社会人特例出願申請書（様式5）

③ 実績調書（様式6）

※ 必要な書類が出願受付期間内に提出されない場合には、受審できないことがあります。

(4) 選考審査

「4 選考審査の実施」に準じて審査を実施します。

11 育児休業及び配偶者同行休業の代替に係る任期付教員採用候補者選考審査

(1) 選考方法

令和8年度（令和7年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査において、正規教員と育児休業及び配偶者同行休業の代替に係る任期付教員採用候補者（以下、「任期付教員」という。）の名簿登載選考を併せて行います。

(2) 任期及び配置条件

任期付教員は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、任期付教員採用候補者名簿に登載され、育児休業又は配偶者同行休業を取得する教員の代替として配置されます。任期は、原則として、教員の育児休業期間又は配偶者同行休業期間に応じて設定されますが、期間が短縮された場合等において、人事異動を行うことがあります。なお、名簿登載期間中であっても、臨時教員として配置される場合や、教員の休業取得状況によっては、名簿登載されても採用されない場合があります。

(3) 勤務条件

正規教員と同様の職務に従事し、任期が定められること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇及び服務等）についても原則として同様の扱いになります。

(4) 応募方法

令和8年度（令和7年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査への出願の際に、希望の有無を入力してください。記載のない場合は希望無しとみなし、候補者名簿への登載対象としません。

※すでに任期付教員として名簿登載されている者は、「希望する」を選択してください。

(5) 任期付教員採用候補者名簿への登載及び結果の通知

任期付教員採用候補者名簿の登載は、原則として、出願時に当該登載を希望した者であって、受審した者のうち高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載されなかった者を対象に選考を行って決定します。任期付教員採用候補者名簿の登載発表は、令和8年1月16日（金）（予定）付けで、マイページに通知するとともに、教職員・福利課ホームページに名簿登載者の受審番号を掲載します。なお、任期付教員として名簿登載された場合であっても、追加発表により高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載されることがあります。高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載されたときは、任期付教員採用候補者名簿への登載は無効となります。

12 その他の留意事項等

- (1) 出願内容及び提出書類等において虚偽の内容や、教員としてふさわしくない事実が判明したときは、採用候補者名簿に登載となった場合でも名簿登載を取り消し、採用しないことがあります。
- (2) 令和8年度高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載された者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出することが必要です。健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合や、指定する日までに健康診断書が提出されない場合は、採用候補者名簿に登載された者であっても、採用されないことがあります。
- (3) 妊娠等により、採用後就職が困難となった場合であって、高知県教育委員会が認めた時は、名簿登載期間を翌年度末まで延長することができますので、教職員・福利課にご相談ください。
- (4) 申し込み後、高知県及び他自治体の令和8年度（令和7年度実施）教員採用審査において、最終合格者（名簿登載者）となった場合は、速やかに教職員・福利課までご連絡ください。
- (5) 令和8年度採用（令和7年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査で、採用候補者名簿登載者が確保できない場合は、採用候補者名簿登載者及び任期付教員採用候補者名簿の追加を発表する場合があります。

令和 8 年度採用（令和 7 年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考
名簿登載者及び

令和 9 年度採用（令和 8 年度実施）高知県公立学校教員採用候補者選考審査
大学 3 回生等を対象とした教職・一般教養事前認定選考審査合格者発表

高知県教育委員会

令和 8 年 1 月 16 日

- 令和 8 年度採用（令和 7 年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査の名簿登載者及び、令和 9 年度採用（令和 8 年度実施）高知県公立学校教員採用候補者選考審査大学 3 回生等を対象とした教職・一般教養事前認定選考審査の合格者を本日午前 9 時に発表しました。

- 今回の特別選考の名簿登載者数は、別紙のとおり、小学校教諭 25 名です。

- 大学 3 回生等を対象とした教職・一般教養事前認定選考審査の合格者数は、小学校教諭 17 名、中学校教諭 34 名です。

令和8年度(令和7年度実施)高知県公立学校教員採用候補者
特別選考審査 名簿登載者数等一覽

令和8年1月16日

| | | 採用予定数 | 応募者数 | 審査 受審者数 | 名簿登載者数 |
|----------|--------|-------|------|------------|--------|
| 小学校 | | 40 程度 | 56 | 40 | 25 |
| 高等学校 | 水産(機関) | 1 程度 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 1 程度 | 0 | 0 | 0 |
| 小・高等学校総計 | | 41 程度 | 56 | 40 | 25 |

令和9年度(令和8年度実施)高知県公立学校教員採用候補者選考審査
大学3回生等を対象とした事前認定選考審査 合格者数等一覽

| | | 応募者数 | 受審者数 | 合格者数 |
|------------|-------|------|------|------|
| 小学校 | | 21 | 21 | 17 |
| 中学校 | 国語 | 7 | 7 | 6 |
| | 社会 | 8 | 7 | 7 |
| | 数学 | 10 | 9 | 8 |
| | 理科 | 5 | 5 | 5 |
| | 音楽 | 1 | 1 | 1 |
| | 美術 | 0 | 0 | 0 |
| | 保健体育 | 4 | 4 | 2 |
| | 技術 | 0 | 0 | 0 |
| | 家庭 | 3 | 3 | 3 |
| | 英語 | 2 | 2 | 2 |
| | 小計 | 40 | 38 | 34 |
| 特別支援学校 | 小学部 | 0 | 0 | 0 |
| | 中・高等部 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 0 | 0 | 0 |
| 小・中・県立学校総計 | | 61 | 59 | 51 |

令和8年度大分県公立学校教員採用選考試験（秋選考試験）実施要項

大分県教育委員会

1 目的

大分県公立学校教員を志望する者について、令和8年度採用に当たっての選考資料とするため、これを実施する。

2 選考区分、試験区分及び採用予定者数等

(1) 一般選考

6月から8月に実施した選考試験（以下「夏選考試験」）において、受験者無しであった試験区分及び教科・科目で実施する。

| 試験区分 | 採用予定者数 | |
|--------|--------|-------------------------------|
| | 全体数 | 教科・科目別内訳 |
| 高等学校教諭 | 4人 | 農業〔畜産（1）〕、工業〔土木（2）〕、水産〔機関（1）〕 |

※ 合格者のうち日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として採用する（以下同じ。）。

(2) 特別選考(Ⅳ)（他県教諭特別選考）

他県の正規教員の優れた知識・技能を教育にいかすため、次の試験区分及び教科・科目等で実施する。

| 試験区分 | 採用予定者数 | 教科・科目等 |
|----------|--------|--|
| 小学校教諭 | 15人 | |
| 中学校教諭 | 12人 | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、英語 |
| 高等学校教諭 | 5人 | 国語、地理歴史〔地理〕、公民、数学、理科〔物理、化学、生物〕、美術、書道、英語、家庭、農業〔作物・園芸、畜産〕、工業〔機械、電気、土木、工業化学〕、水産〔機関〕、商業、情報 |
| 特別支援学校教諭 | 5人 | 小学部、中学部、高等部 |
| 計 | 37人 | |

※ 小学校教諭には小中学校連携教諭を含む。

※ 小中学校連携教諭で採用された者は、小学校又は中学校に配置し、人事交流を行う。小学校に配置する場合は、原則、学級担任として配置する。

※ 中学校教諭及び高等学校教諭については、上表中の教科・科目に限る。

ただし、中学校教諭及び高等学校教諭の各教科・科目の合格者は、最大2人とする。

3 受験資格

| | |
|------|--|
| 一般選考 | <p>次の(1)から(5)までの要件を全て満たす者に限る。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者</p> <p>(2) 試験区分に応ずる教諭普通免許状を現に有している者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者 水産(機関)教諭志望者は、水産又は商船の高等学校教諭普通免許状及び3級以上の海技士(機関)の海技免状を現に所有している者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者（3級以上の海技士(機関)の海技免状については、採用時期の延期を申請し、令和9年3月31日までに取得予定の者を含む）</p> <p>(3) 昭和41年4月2日以降に生まれた者</p> <p>(4) 県内のどこにでも赴任できる者</p> <p>(5) 令和7年4月1日から出願までの間に、他の自治体で実施された教員採用選考の最終試験において、合格を得ていない者</p> |
|------|--|

| | |
|------------------|---|
| 特別 選考 (IV) | 上記(1)から(5)の要件と下記の(2)の補足に加え、(6)の要件を満たす者に限る。 |
| | <p>(2)の補足(試験区分に応ずる教諭普通免許状について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校連携教諭は、小学校教諭普通免許状及び該当教科の中学校教諭普通免許状 ・特別支援学校教諭は、小学部は小学校教諭普通免許状、中学部は中学校教諭普通免許状、高等部は高等学校教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免許状又は盲・聾・養護学校のいずれかの教諭普通免許状 ・高等学校教諭(地理歴史又は公民)は、平成6年3月31日以前に取得した高等学校の社会科教諭普通免許状を含む。 |

(注意) ・特別選考(IV)の受験資格について
要件(6)の私立学校は、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置する学校とする。
要件(6)の休職とは、病気休職等を指す。

4 出願等手続

出願の方法は、原則インターネット(大分県電子申請システム)を利用する方法とする。
インターネットに接続できる環境がない等、やむを得ない場合のみ個別に対応するので、(3)の書類の提出先まで連絡すること。

(1) インターネット(大分県電子申請システム)を利用する方法

① 環境の確認

インターネット接続(スマートフォンを含む)、メールの送受信及び書類の印刷(A4サイズのモノクロ印刷)が可能であること。

② 出願期間及び大分県電子申請システムのアカウント作成

出願する選考区分に応じて、出願期間内に、下記のURL(もしくは二次元コード)から申請フォームへアクセスし、「ログインして申請に進む」を選択してログインすること。

※ Grafferアカウントを初めて取得する場合は、次のURL(もしくは右の二次元コード)から大分県電子申請ポータルサイトの「電子申請システムのアカウント作成方法」へアクセスしてGrafferアカウントの作成方法を確認すること。

<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html>

※ アカウント作成の際は、「申請」後のメールの送受信に使用するメールアドレスを入力すること。

※ 3月以降にメールにて連絡する場合がありますので、大学等で割り当てられたメールアドレスは使用しないこと。



【一般選考】へ出願

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/R8kyoin-aki-ippan>



出願期間：令和7年9月19日(金) 9:00 ~ 11月25日(火) 17:15

【特別選考(IV)(他県教諭特別選考)】へ出願

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/R8kyoin-aki-takentokubetu>



出願期間：令和7年9月19日(金) 9:00 ~ 10月20日(月) 17:15

③ 大分県電子申請システムによる申請情報の入力

入力項目ごとの指示に従い、間違いのないよう入力すること。

※ 「申請」後は、出願者による申請内容の修正ができないので注意すること。万が一「申請」後に修正の必要が生じた場合は、出願期間内に限り修正を認める。この場合、(3)の書類の提出先に修正依頼の連絡をすること。

※ 申請が受け付けられると登録したメールアドレスに「申請受付のお知らせ」のメールが届く。申請の詳細は、メール文中のURLから確認すること。問い合わせ時に必要になるので、「申請日」と「申請番号」を控えておくこと。

※ システムの操作等で不明な点がある場合は、大分県電子申請システムヘルプデスク（電話 097-506-2457：受付時間 8:30～17:15（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））に問い合わせること。

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 受験料は不要である。

ウ 身体に障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者（例：車いす使用等）は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を入力すること。

(2) 特別選考(Ⅳ)（他県教諭特別選考）に関する提出書類

特別選考を志望する者は、電子申請以外に、次の書類を下記(3)の書類の提出先へ、令和7年10月20日(月)までに郵送または、持参すること（郵送の場合は、令和7年10月20日の消印のあるものまで有効とする。）。

| 提出物 | 注意事項等 |
|----------|---------------------|
| 自己紹介書Ⅰ・Ⅱ | ・記入上の注意を参照して作成すること。 |

※ 自己紹介書Ⅰ・Ⅱの様式は、大分県教育委員会のホームページ

(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r8oitakyoin-akisenko.html>)からダウンロードすること。

※ 提出された書類は理由のいかんを問わず、返却しない。

(3) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班（大分県庁舎別館7階）
郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5518

(4) 出願内容の審査と受験票の交付

【一般選考】の場合

令和7年11月26日(水)～12月4日(木)に出願内容の審査を行う。審査終了後、令和7年12月5日(金)までに「交付物発行のお知らせ」のメールが届く。メール文中のURLから受験票、写真票、願書(申請内容を確認するためのもの)をダウンロードし、各自で印刷すること。令和7年12月9日(火)を過ぎてもメールによる受験票が届かない場合は、上記(3)の書類の提出先まで必ず連絡すること。

【特別選考(Ⅳ)（他県教諭特別選考）】の場合

令和7年10月21日(火)～10月30日(木)に出願内容の審査を行う。審査終了後、令和7年10月31日(金)までに「交付物発行のお知らせ」のメールが届く。メール文中のURLから受験票、写真票、願書(申請内容を確認するためのもの)をダウンロードし、各自で印刷すること。令和7年11月4日(火)を過ぎてもメールによる受験票が届かない場合は、上記(3)の書類の提出先まで必ず連絡すること。

5 一般選考試験

(1) 第1次試験

基本的知識等の修得状況を判断するため、以下のとおり実施する。

① 期 日

令和7年12月14日(日)

詳しい日程については、出願者に対して受験票交付時に通知する。

② 試験場

(i) 大分会場

大分県庁舎別館

大分市府内町3丁目10番1号

電話 (097) 506-5518

(ii) 東京会場

大分県東京事務所

東京都千代田区平河町2丁目6番3号(都道府県会館4階)

電話 (03) 6771-7011

(注意) ア 「(i) 大分会場」または「(ii) 東京会場」のどちらかを選択すること。

イ 受験者の自家用車(二輪車を含む。)による試験場への乗り入れ及び自家用車による試験場への送迎は禁止する。近隣店舗等の駐車場や周辺路上での一時的な駐停車等は周辺住民等の迷惑となるので厳守すること。

ウ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

エ 携帯電話やスマートフォン等通信機能をもつ機器は、試験場内で使用できない。

③ 試験内容

| 試験等 | 内容等 |
|-----------|--|
| 教養試験(50分) | ・人文・社会・自然科学に関する基本的な一般教養 ・教育原理・教育心理・教育法規等に関する基本的な教職教養（答申・学習指導要領を含む。） |
| 専門試験(70分) | 高等学校の志望する教科・科目 |

- (注意) ア 遅刻した場合は、試験開始後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。
 イ 教養試験、専門試験の両方を受験した者を、選考対象とする。
 ウ 当日は、受験前に試験場の諸掲示に注意すること。
 エ 試験実施時間中は、携帯電話やスマートフォン及び荷物は指定箇所（当日指定する。）に置くこと。試験実施時間中に、携帯電話やスマートフォンに触れた場合は、受験を無効とすることがある。
 オ 試験室入室後は、試験終了まで試験会場外へ出ることはできない。また、試験実施時間中は、途中退室することはできない。
 カ 試験問題は、択一式とする。ただし、一部の教科・科目の専門試験においては、一部又は全てに、数値を記入する問題を出題する。

④ 携行品

| 携行品 | 注意事項等 |
|------|----------------------------|
| 受験票 | ・各自で印刷すること。 |
| 写真票 | ・各自で印刷後、所定の位置に写真を貼付しておくこと。 |
| 筆記用具 | ・黒鉛筆又はシャープペンシル（HB程度）、消しゴム |
| 時計 | ・計時機能だけのものに限る。 |

⑤ 試験結果

- ア 第1次試験の合格者数について、農業〔畜産〕4人、工業〔土木〕は6人、水産〔機関〕は5人とする。
 なお、合格ラインの範囲内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者とししない。
 ※ 成績が著しく低い場合：下記(ア)、(イ)、(ウ)のいずれか一つでも該当する場合
 (ア) 教養試験と専門試験の合計得点率が40%（150点満点中60点）以下に該当する場合
 (イ) 教養試験の得点率が30%（50点満点中15点）以下に該当する場合
 (ウ) 専門試験の得点率が30%（100点満点中30点）以下に該当する場合
 ※ 合格ライン：上記の合格者数を第1次試験の合格ラインとする。
 イ 第1次試験の結果は、令和7年12月22日(月)午前9時、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r8oitakyoin-akisenko.html>）に第1次試験合格者の受験番号を掲載するとともに、別途出願者全員宛て大分県電子申請システムにて通知する。
 ウ 第1次試験の教養試験及び専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r8oitakyoin-akisenko.html>）に掲載する。
 エ 各試験区分（教科・科目等）における教養試験及び専門試験の合計点の合格最低点を、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r8oitakyoin-akisenko.html>）に掲載する。

(2) 第2次試験

第1次試験の合格者について、教員として必要な専門性及び人間性を判断するため、以下のとおり、第2次試験を実施する。

① 期日

令和8年1月18日(日)

詳しい日程及び試験時間については、第1次試験合格者に対して別途通知する。

② 試験場

大分県教育センター 大分市大字且野原847番地の2 電話(097)569-0118

- (注意) ア 受験者の自家用車（二輪車を含む。）による試験場への乗り入れを許可する。自家用車により送迎する場合も、必ず試験場内に乗り入れて乗降すること。近隣店舗等の駐車場や周辺路上での一時的な駐停車等は、周辺住民等の迷惑となるので固く禁止する。なお、自転車は、指定の置き場に駐輪すること。
 イ 遅刻した場合は、集合時刻30分以内の遅刻に限り、受験を認める。
 ウ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。
 エ 携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器は、試験場内では使用できない。
 オ 当日は、受験前に試験場の諸掲示に注意すること。

③ 試験内容

| 試験 | 内容等 |
|-----------|--|
| 模擬授業及び面接Ⅰ | ・事前に提示するテーマによる模擬授業とする。 面接Ⅰは、模擬授業等に関することを問う。 |
| 面接Ⅱ | ・個人面接 |

(注意) ア 模擬授業のテーマは、第1次試験の合格者への結果通知とともに大分県電子申請システムにて提示する。

- イ 面接Ⅱで使用する自己紹介書の様式は、第1次試験の合格者への結果通知とともに大分県電子申請システムにて提示するので、各自でダウンロードし、必要事項を記入した後、4(3)の書類の提出先へ令和8年1月7日(水)までに郵送または、持参すること(郵送の場合は、令和8年1月7日(水)の消印のあるものまで有効とする。)。なお、郵送の際は、封筒左下に受験番号を必ず記入すること。
- ウ 模擬授業及び面接Ⅰ、面接Ⅱの両方を受験した者を、選考対象とする。
- エ 試験場内で、試験待機及び実施時間中に、携帯電話やスマートフォン等通信機能をもつ機器に触れた場合は、受験を無効とすることがある。

④ 携行品

| 携行品 | 注意事項等 |
|--------------------------|---|
| 受験票 | ・第1次試験で使用したもの |
| 筆記用具 | |
| 時計 | ・計時機能だけのものに限る。 |
| 返信用封筒 1枚 (第2次試験結果通知用) | ・180円分の切手を貼り、住所、氏名を明記すること(宛名は「〇〇様」とすること。) ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付き封筒とし、1枚用意すること。 ・封筒表左下に受験番号を必ず記入しておくこと。 |

⑤ 試験結果

第2次試験の結果は、令和8年2月2日(月)午前9時、大分県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r8oitakyoin-akisenko.html>)に第2次試験合格者の受験番号を掲載するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

なお、採用予定者数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合(下記ア若しくはイのいずれか又は両方の場合)は、合格者とししない。

ア 模擬授業及び面接Ⅰの得点率が40%(350点満点中140点)以下に該当する場合

イ 面接Ⅱの得点率が40%(200点満点中80点)以下に該当する場合

6 特別選考(Ⅳ)(他県教諭特別選考)試験

教員として必要な人間性を判断するため、以下のとおり試験を実施する。

① 期日

令和7年11月8日(土)

② 試験場

(i) 大分会場

大分県庁舎別館 大分市府内町3丁目10番1号
電話(097)506-5518

(ii) 東京会場

大分県東京事務所 東京都千代田区平河町2丁目6番3号(都道府県会館4階)
電話(03)6771-7011

(注意)ア 「(i)大分会場」または「(ii)東京会場」のどちらかを選択すること。

イ 受験者の自家用車(二輪車を含む。)による試験場への乗り入れ及び自家用車による試験場への送迎は禁止する。近隣店舗等の駐車場や周辺路上での一時的な駐停車等は周辺住民等の迷惑となるので厳守すること。

ウ 遅刻した場合は、集合時刻30分以内の遅刻に限り、受験を認める。

エ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

オ 携帯電話やスマートフォン等通信機能をもつ機器は、試験場内で使用できない。

カ 当日は、受験前に試験場の諸掲示に注意すること。

③ 試験内容

| 試験 | 内容等 |
|-----|-------|
| 面接Ⅱ | ・個人面接 |

④ 携行品

| 携行品 | 注意事項等 |
|--------------------------|---|
| 受験票 | ・各自で印刷すること。 |
| 写真票 | ・各自で印刷後、所定の位置に写真を貼付しておくこと。 |
| 筆記用具 | |
| 時計 | ・計時機能だけのものに限る。 |
| 返信用封筒 1枚 (第2次試験結果通知用) | ・180円分の切手を貼り、住所、氏名を明記すること(宛名は「〇〇様」とすること。) ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付き封筒とし、1枚用意すること。 ・封筒表左下に受験番号を必ず記入しておくこと。 |

⑤ 試験結果

試験の結果は、令和7年11月26日(水)午前9時、大分県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r8oitakyoin-akisenko.html>)に合格者の受験番号を掲載するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

なお、採用予定者数内であっても、試験の成績が著しく低い場合は、合格者としません。

※ 成績が著しく低い場合：試験の得点率が40%（200点満点中80点）以下に該当する場合

7 各試験の配点

(1) 一般選考

① 第1次試験（150点満点）

| 教養試験 | 専門試験 |
|------|------|
| 50 | 100 |

② 第2次試験（550点満点）

| 模擬授業 | 面接Ⅰ | 面接Ⅱ |
|------|-----|-----|
| 200 | 150 | 200 |

※ 第2次試験の合格者は、第2次試験の成績により決定する。

(2) 特別選考(Ⅳ)（他県教諭特別選考）

| 面接Ⅱ |
|-----|
| 200 |

8 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、試験の得点を、各試験の結果の通知とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。

9 合格者の行う手続等

(1) 試験（一般選考においては第2次試験）の合格者は、指定する日までに健康診断書等（所定用紙）を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

(2) 特別選考(Ⅳ)の合格者は、指定する日までに、公立の学校若しくは国立大学法人が所管する学校又は私立学校等において令和8年3月31日現在、正規教員として3年以上勤務していることが分かる、勤務先（公立学校においては任命権者（各都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会））が発行する勤務証明書を提出すること。

10 採用及び給与

(1) 選考試験の合格者は、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、令和8年4月1日付けで採用するものとする。

① 現在大学（大学院含む）に在籍する者で、令和8年4月1日以降、大学院修士課程、博士前期課程又は教職大学院（以下「大学院修士課程等」という。）での修学を希望する者は、申請に基づき下記ア又はイのとおり採用時期を延期する。ただし、採用時期の延期を希望する場合は、出願申請の該当項目に入力すること。

ア 大学院修士課程等に在籍し修学を継続する場合は、最大1年間延期する。

ただし、教職大学院の3年制の1年に在籍し修学を継続する場合は、最大2年間延期する。

イ 令和8年4月1日以降、大学院修士課程等に進学する場合は、最大2年間延期する。

ただし、教職大学院の3年制に進学する場合は、最大3年間延期する。

② 現在大学（短期大学、大学院及び大学の専攻科等を含む）に在籍する者で、上級の教諭普通免許状又は新たな教諭普通免許状の取得（3級以上の海技士の海技免許状を含む）のために大学（短期大学を含む）の専攻科等での修学を希望する者は、申請に基づき下記ア～ウのいずれかのとおりに採用時期を延期する。ただし、採用時期の延期を希望する場合は、出願申請の該当項目に入力すること。なお、不明な点がある場合は、4（3）の書類の提出先に問い合わせること。

ア 2年制の大学（短期大学を含む）の専攻科等に在籍し修学を継続する場合は、最大1年間延期する。

イ 2年制の大学（短期大学を含む）の専攻科等に進学する場合は、最大2年間延期する。

ウ 1年制の大学（短期大学を含む）の専攻科等に進学する場合は、最大1年間延期する。

③ 上記のほか、採用時期を変更することについて、特にやむを得ない事情があると認められる場合

(2) 選考試験の合格者であっても、次の①から③までのいずれかに該当する場合は採用しない。

① 合格した試験区分及び教科・科目等に応ずる教諭普通免許状を取得見込みの者が、令和8年3月31日までに当該免許状を取得できない場合（ただし、3級以上の海技士の海技免許状については、所定の期間猶予する。）

② 令和8年4月1日現在において、合格した試験区分及び教科・科目等の有効な普通免許状を有していない場合

③ 大分県教育関係職員健康診断審議会の結果、「就労不可」と判断された場合

- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、教員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
- (4) 令和7年4月1日現在の初任給は、教職調整額、義務教育等教員特別手当等を含み、大学卒約266,000円、短期大学卒約248,000円で、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。また、在職期間等により期末・勤勉手当が支給される。この他に扶養手当、住居手当、通勤手当などが実態に応じて支給される。

11 補欠合格制度

一般選考の第2次試験の合格者選考において、試験区分（教科・科目等）ごとに補欠合格者を決定し、**令和8年2月2日(月)午前9時**、大分県教育委員会のホームページ (<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r8oitakyoin-akisenko.html>) に受験番号を掲載するとともに、別途該当の受験者宛て文書で通知する。

補欠合格者は、「補欠合格者名簿」に順位を付けて登載し、合格者の採用辞退等があった場合に順位順に新たな合格者とする。ただし、複数回の連絡にも応答がない等、連絡ができない場合は、次の順位の補欠合格者を新たな合格者とすることができる。

「補欠合格者名簿」の登載期間は令和8年3月31日までとし、登載期間中に通知がない場合は、新たな合格者とはならない。補欠合格者のうち新たな合格者とならなかった者が、令和9年度大分県公立学校教員採用選考試験（令和8年度実施）において、同一の試験区分（教科・科目等）を受験する場合は、希望により第1次試験を免除する。

12 その他

- (1) 荒天等のため、試験の日程を変更する場合は、試験前日の午前10時までに、大分県教育委員会のホームページ (<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r8oitakyoin-akisenko.html>) に掲載する。
- (2) 大分県公立学校教員採用選考試験に関する問い合わせ先は、「4(3)書類の提出先」とする。ただし、試験当日の問い合わせ先は、各試験場とする。
- (3) 過去の試験問題等は、以下の場所で情報提供している。
大分県情報センター（大分県庁舎本館1階） 電話 (097)506-2285
郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
問い合わせ 9:00～17:00（土曜・日曜日及び祝日を除く。）

※ オンラインによる公開（情報提供）を希望する場合等、詳しくは大分県のホームページ

(<https://pref.oita.jp/soshiki/11700/jyouhouiteikyou.html>)（右の二次元コードよりアクセス可能）を確認すること。



【問合せ先】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

電話 097-506-5518

ホームページ <https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r8oitakyoin-akisenko.html>

右の二次元コードからホームページにアクセスできます。



令和8年度大分県公立学校教員採用選考試験（秋選考試験）
一般選考第2次試験 試験結果

令和8年2月2日

1 試験合格者数

| 試験区分 | 教科〔科目〕 | 出願者数 | 第1次試験 受験者数 | 第1次試験 合格者数 | 第2次試験 受験者数 | 第2次試験 合格者数 | (参考) 採用 予定者数 |
|------|--------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|
| 高等学校 | 農業〔畜産〕 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 高等学校 | 工業〔土木〕 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |

2 選考基準

令和8年度大分県公立学校教員採用選考試験（秋選考試験）
一般選考第2次試験 合格者選考基準

令和8年度大分県公立学校教員採用選考試験（秋選考試験）実施要項に定めるもののほか、合格者の選考に必要な基準は、次のとおりとする。

1 選考対象となる者

選考対象となる者は、当該試験区分、教科・科目のすべての試験を受験した者に限る。

2 第2次試験合格者の決定

各試験区分、教科・科目ごとに、第2次試験の成績上位から合格者を決定する。

ただし、

(1) 採用予定者数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合（得点率40%以下）は、合格者とししない。

(2) 合格ラインに同点者がいる場合は、次の基準により合格者を決定する。

① 模擬授業及び面接Ⅰの成績が高い者

② ①が同点の場合は、模擬授業のみの成績が高い者